職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

浜松市人事委員会



浜 人 第 5 4 号 令和6年10月2日

浜松市議会議長 鳥 井 徳 孝 様 浜 松 市 長 中 野 祐 介 様

浜松市人事委員会 委員長 村 越 啓 悦

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

り 次

引紙第 1	報告
1 勧告	の対象職員
2 職員(の給与の状況
3 民間	事業所の従業員の給与等の状況
(1) 給-	与改定等の状況
(2) 給-	与等の状況
4 公民紀	給与の比較方法
(1) 公.	民給与の比較方法の基本的考え方
5 民間	事業所の従業員の給与との比較
(1) 月	例給
(2) 特点	別給
6 職員(の給与水準
7 物価	及び生計費
8 市内約	経済界及び労働界との意見交換
9 人事	院の報告及び勧告等の概要
10 むす	. Di
(1) 本	年の給与改定
(2) 社会	会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)
(3) 給-	与等に関する課題 <u></u>
(4) 職	員の勤務条件等に関する諸課題
11 おわ	912
川紙第 2	勧告
参考資料	

別紙第1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を 確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、 地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与 その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。 その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第1表に示すとおり、本年4月1日現在における本市の適用給料表別職員数の総計は8,792人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の8,394人である。

技能労務職員(自動車運転手、清掃業務員、用務員など)及び企業職員(上下水道部職員)については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第1表 適用給料表別職員数

職員数	
4,800 人	
(2,911人)	
10 人	勧告の
3,511 人	対象
73 人	
8,394 人	
154 人	勧告の
244 人	対象外
8,792 人	
	4,800 人 (2,911 人) 10 人 3,511 人 73 人 8,394 人 154 人

⁽注) 定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等を除く。

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「令和6年浜 松市職員給与等実態調査」を実施した。〔参考資料1 市職員給与関係資料(47 頁から74頁まで)〕

この調査は、第1表の勧告の対象職員数8,394人から公益法人等への派遣、 休職、育児休業等の職員938人を除外した7,456人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員 2,569 人(第1表の事務職員・技術職員 2,911 人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員 262 人及び令和6年4月採用の新規学卒者80人を除いた人数)の平均給与月額は、第2表に示すとおり、平均年齢43.1歳で、給料336,540円、扶養手当9,011円、住居手当4,670円、その他20,958円の合計371,179円であり、令和5年の合計370,932円と比べて247円の増加(0.07%)となっている。

第2表 職員の平均給与月額の状況

	行政職給料	合料表適用職員 事務職員・技術職員※		技術職員※1
	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年
給 料	327, 593 円	324, 970 円	336, 540 円	335, 430 円
扶養手当	9, 350 円	9,541 円	9,011 円	9, 342 円
住居手当	4,626 円	4,739 円	4,670 円	4,677 円
その他※2	17,938 円	18, 164 円	20, 958 円	21, 483 円
合 計	359, 507 円	357, 414 円	371, 179 円	370, 932 円
(年 齢)	(41.7 歳)	(41.7歳)	(43.1 歳)	(43.3 歳)

- (注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。
 - 2 「事務職員・技術職員※1」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。
 - 3 「その他※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

〔参考資料第1表(48・49頁)〕

3 民間事業所の従業員の給与等の状況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である 379 の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された 115 事業所を対象に「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。〔参考資料2 民間給与関係資料 (75 頁から 91 頁まで)〕

この調査では、本市の行政職(事務職員・技術職員)と類似すると認められる事務・技術関係職種 5,273 人及び医療・教育関係等職種 255 人の合計 5,528 人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の調査を実施するとともに、各民間事業所における給与改定等の状況を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。その給与等の調査の結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給改定の状況

新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 57.9%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 86.9%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 49.2%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 84.6%となっている。

[参考資料第 12 表 (88 頁)]

イ 給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は63.0%、ベースアップを中止した民間事業所の割合は3.9%、ベース改定の慣行がない民間事業所の割合は33.1%となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に 行われる昇給を実施した民間事業所の割合は97.1%となっている。

第3表 民間事業所における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	63. 0	3. 9	0.0	33. 1
課長級	51. 9	5. 5	0.0	42.6

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

第4表 民間事業所における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目	定期昇給	定期				定期	 定期昇給
役職段階	制度あり	昇給 実施	増額	減額	変化なし	昇給 中止	制度なし
係 員	97. 1	97. 1	45. 2	4. 2	47. 7	0.0	2. 9
課長級	88. 9	88. 9	42. 2	4. 2	42. 5	0.0	11. 1

⁽注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

市内民間事業所における新規学卒者(事務・技術関係職種)の本年4月の初任給月額は、大学卒で218,306円、短大卒で197,347円、高校卒で184,560円である。 [参考資料第10表(77頁)]

イ 職種別給与

市内民間事業所における事務・技術関係職種の本年4月の平均給与月額は、参考資料第11表(企業規模計は78・79頁、企業規模500人以上は80・81頁、企業規模100人以上500人未満は82・83頁、企業規模50人以上100人未満は84・85頁)のとおりである。

4 公民給与の比較方法

(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

ア 月例給

公民給与(本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与)のうち月例給は、本市職員においては事務職員及び技術職員について、市内民間事業所においては本市職員の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式により精密な比較を行うこととしている。〔参考資料3公民比較関係資料(92頁から94頁まで)〕

このラスパイレス方式は、人事院が昭和34年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

イ 特別給

公民給与のうち特別給は、市内民間事業所における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数と比較することとしている。

5 民間事業所の従業員の給与との比較

(1) 月例給

前記4(1)アの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、第5表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を9,582円(2.58%)下回っている。

第5表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与②	較差 ①-②
380, 761 円	371, 179 円	9,582 円(2.58%)

⁽注)「民間給与①」欄の給与額は、ラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

前記4(1)イの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.62月分に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.50月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.12月分下回っている。

第6表 市内民間事業所における特別給の支給状況

T 拉 示 字 内 公 片 日 短	下半期 (A1)	340, 569 円
平均所定內給与月額	上半期(A2)	350, 196 円
特別給の支給額	下半期(B1)	770, 174 円
村 別 和 り 又 和 領	上半期(B2)	825, 772 円
	下半期(B1/A1)	2.26月分
特別給の支給割合	上半期 (B2/A2)	2.36月分
	年間	4.62月分

⁽注)「下半期」とは令和5年8月から令和6年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表(一)の適用職員とこれに相当する本市職員について、令和5年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、100.1である。(令和5年地方公務員給与実態調査(令和6年3月総務省公表))

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、令和5年に比べ、全国では2.5%増加し、浜松市では2.8%増加している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、浜 松市では313,575円(平均世帯人員2.89人、世帯主の平均年齢59.1歳)と なっている。 [参考資料第17表(96・97頁)]

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年5月に市内経済界の方々から、同年7月に市内労働界の 方々から、地域の経済・雇用情勢等を伺うとともに、人事、給与制度などに関 する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の 給与等について報告し、あわせて、給与の改定について勧告を行った。また、 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。 それらの概要は第7表のとおりである。

令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



多様で有為な人材の確保

職員の成長支援と組織パフォーマンス向上

Well-beingの実現 に向けた環境整備

給与制度のアップデート - 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 - 【措置内容の例】

- 初任給を大幅引上げ。管理職は職責重視の体系に刷新
- 地域手当を都道府県単位に広域化
- 通勤手当の上限を月15万円に引上げ。新幹線通勤の要件緩和
- 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額

- ●一般職試験にも「教養区分」を導入 【令和7年目途】
- 総合職試験「教養区分」の年2回実施 【令和8年目途】
- CBT(オンライン試験)の段階的導入 【令和9年目途】
- キャリア形成支援のための取組を まとめたガイド作成
- 国内外の大学院への派遣を拡充
- ●キャリア形成を支援する人事管理の ための府省共通システムの設計
- 育児時間の取得パターンの多様化、 子の看護休暇の対象を小3まで拡大
- 超過勤務縮減に向け、各種アンケートを 踏まえた関係各方面への協力依頼
- 勤務間のインターバル確保状況の実態 把握・各省ヒアリングなど取組を推進
- 兼業制度の見直しの検討



人事行政諮問会議 中間報告を 踏まえた取組

- ❷ 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる施策等の検討 (在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月 例給 [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- ◎ 官民較差: 11,183円(2.76%)
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円])
 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])
 - 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス [直近1年間(昨年8月~本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

② 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

◎ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

令和6年 人事院勧告・報告の概要



- 給与制度のアップデート(勧告) [令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)]
 - ◎ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給 初任給·若年層の水準を大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)

異動保障を3年間に延長

通勤手当等 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大

再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

- 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) [民間労働法制の施行から遅れることなく実施]
 - ◎ 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講じるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると判断した。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員 の給与を 9,582 円 (2.58%) 下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与 水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、所要 の措置を講じることが適当であると考える。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点や国の制度を基本としている本市の給与制度の状況などを踏まえ、若年層に重点を置いて、給料表の引上げ改定を行うことが適当である。なお、給料表の引上げ改定を行っても、公民給与の較差が残ることから、(2)ウ(4)(14頁)で後述する令和7年度以降に予定している子に係る扶養手当の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することが適当であると考える。具体的には次のとおりである。

(7) 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告における初任給の引上 げを含む俸給表の改定等を考慮し、高校卒・大学卒の初任給に係る号 給の給料月額を2万円以上引き上げ、これを踏まえて若年層が在職す る号給に特に重点を置いた引上げ改定を行い、その他の職員が在職す る号給については、改定率を逓減させつつ引上げ改定を行うことが適 当である。 医療職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を 行うことが適当である。

小学校中学校等教育職給料表については、静岡県など他の地方公共 団体の状況や、これまでの同給料表の改定に係る経緯等を踏まえ、所 要の改定を行うことが必要である。

高等学校等教育職給料表については、静岡県の高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表の改定状況を 勘案し、所要の改定を行うことが適当である。

(ウ) 扶養手当

子に係る手当額について、現行の 10,000 円から 11,000 円に引き上げることが適当である。

イ 特別給(期末手当・勤勉手当)

本年は、前述したとおり、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.50月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合(4.62月)を0.12月分下回っている状況である。

特別給(期末手当・勤勉手当)の改定については、従来 0.05 月単位で改定を行うこととしていることから、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.60 月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、期末手当・勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12 月期の期末手当・勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降については、期末手当・勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期と12 月期で均等になるよう配分することが適当である。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート) ア これまでの経緯

人事院は、昨年の公務員人事管理に関する報告において、現在の人事管理上の重点課題に対応するための具体的な検討項目の骨格(人材確保を支える処遇の実現、職員の役割・貢献に応じた処遇の実現、職員の選択を後押しする給与制度上の措置)を示し、令和6年に向けて、これらに係る措置を講じられるよう関係者との意見交換を行いつつ、一体的に検討作業を進めることを表明した。

このことについて、本委員会は、昨年の職員の給与等に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る措置を適切に講じられるよう、国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、調査・研究を進めていくことが必要である旨を言及したところである。

イ 本委員会の考え方

人事院は、本年の職員の給与に関する報告で、「給与制度のアップデート」について、基本的な考え方として人事管理上の重点課題に照らした給与制度整備の必要性とその着眼点を示し、俸給表や諸手当等に関する具体的な措置について、本年4月に遡及して実施する初任給の引上げ等を除き、来年4月1日から実施するよう勧告したところである。

本市においても、国と同様、多様で有為な人材の確保や組織パフォーマンスの向上等は、人事管理上の重点課題であり、その取組として給与制度の整備が必要であると考える。また、本市における現行の給料表や諸手当等の給与制度は、地方公務員法において主要な給与決定原則とされている均衡の原則を考慮して、国の制度を基本としている。これらのことなどを総合的に考慮した結果、本委員会は、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)について、国における措置を基本として実施していくことが必要であると判断した。

ウ 各制度の措置内容

(7) 給料表等

行政職給料表については、本年の人事院勧告における「給与制度の アップデート」に係る俸給表の改定等を考慮して、以下のとおり改定 を行うことが適当である。

行政職給料表(1級・2級)については、初任給の引上げを図り、 採用における給与面での競争力を向上させる。また、初任給の引上げ を踏まえ、若年層が在職する号給に特に重点を置いた引上げ改定を行う。 なお、これらの措置は、国における措置内容を考慮し、本年4月に遡及 して実施することが適当である。

行政職給料表(3級~7級)については、各級の初号近辺の号給を カットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げることが適当である。

行政職給料表(8級・9級)については、各級の初号の給料月額を 引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消 し、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕 組みとすることが適当である。また、現行の号給を大くくり化して各級 を給料月額の刻みの大きい号給構成とし、昇給制度について成績優秀者 のみに大きな給与上昇を確保する仕組みにすることが適当である。

なお、行政職給料表(8級・9級)以外の昇給制度についても、本年、人事院が報告した当該制度改正の内容等を考慮し、所要の措置を講じていくことが必要である。

医療職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことが適当である。また、行政職給料表(8級・9級)と同様の見直しを行う職務の級は4級・5級とすることが適当である。

小学校中学校等教育職給料表については、静岡県など他の地方公共 団体の状況や、これまでの同給料表の改定に係る経緯等を踏まえ、所 要の改定を行うことが必要である。

高等学校等教育職給料表については、静岡県の高等学校等教育職給

料表との均衡を図ることが必要である。

なお、給料の特例措置に係る給料表の給料月額に乗じる率については、引き続き公民給与の較差の状況を考慮しながら定めることが適当である。

(イ) 扶養手当の見直し

本市においては、民間事業所における配偶者に係る家族手当を支給する事業所の割合や、職員における配偶者に係る扶養手当の受給者の割合が減少傾向にあるなど、国と同様の状況が見られること、また、少子化対策の推進への配慮等を踏まえ、国に準じて扶養手当の見直しを行うことが適当である。

具体的には、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を 13,000円に引き上げる。なお、同制度の見直しは段階的に実施すること とし、各年度の手当額は、第8表に示すとおりとする。

第8表 各年度の扶養手当の手当額

(単位:円)

					(+12.11)	
	年 度	令和6年度	令和6年度	 令和 7 年度	令和8年度	
扶養親族		(改定前)	(改定後)	747年度	以降	
元]/田 孝	行政職給料表 7級以下	6, 500	6, 500	3,000	(支給しない)	
配偶者	行政職給料表 8級	3, 500	3, 500	(支給しない)	(文稿しない)	
	子	10,000	11,000	11, 500	13,000	

- (注)1「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」には、これらに相当する職務の級を含む。
 - 2 子に係る手当額は、扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、 浜松市職員の給与に関する条例第10条第4項又は浜松市教育職員の給与に関する 条例第13条第4項の規定により加算される前の額である。

(ウ) 地域手当の見直し

地域手当については、地域の民間賃金の水準を職員の給与に適切に 反映させるために支給するものであり、本年、人事院が報告した「給 与制度のアップデート」において、国家公務員の地域手当に関する大 くくり化等の見直し内容が示されたところである。その中で、本市を含む静岡県における地域手当の級地区分は5級地に指定され、その支給割合が4%になることや、支給割合の見直しは段階的に実施されること、また、本市など見直し前の7級地が見直し後に5級地となる場合、令和7年度における地域手当の支給割合は3%であることが示された。

本市における地域手当の見直しについては、本年の人事院勧告における地域手当の見直し内容等を考慮した上で、段階的に実施することとし、浜松市内に勤務する職員に係る地域手当及び東京事務所に勤務する職員に係る地域手当について、来年度は現行の支給割合を維持することが適当である。

なお、人事交流等により国等の職員であった者が引き続き本市職員 となった場合に支給する地域手当について、本年の人事院勧告におけ る異動保障に関する見直し内容を踏まえ、所要の措置を講じることが 適当である。

(I) 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当について、本市においても、国と同様、管理 監督職員が災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相 当程度行う実態があることから、本年の人事院勧告における当該制度 改正の内容を考慮し、現行では午前0時から午前5時までとなってい る平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、通常は 正規の勤務時間が設定されない時間帯である午後10時から午前5時ま でに拡大することが適当である。

(オ)勤勉手当の成績率等

勤務成績に応じて支給される勤勉手当について、特に高い業績を挙げた者に対して、より高い水準の処遇が可能になるよう、本年、人事院が報告した当該制度改正の内容を考慮し、本市の勤勉手当の成績率の上限を引き上げるなど任命権者の裁量の幅を拡げることが適当である。

(カ) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

定年前再任用短時間勤務職員等の給与について、本年の人事院勧告における当該給与に係る改正内容を考慮し、所要の改定を行うことが適当である。

(3) 給与等に関する課題

ア 会計年度任用職員制度

本市では、昨年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が公布されたことを踏まえ、関係条例や規則の改正などを行い、本年度からパートタイムの会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるように措置したところである。

任命権者においては、制度の適正な運用を図るため、会計年度任用職員の報酬、期末手当・勤勉手当等が、常勤職員の給与との権衡を考慮したものとなるよう措置を講じていくとともに、その他の勤務条件の確保等についても適切に対応していくことが必要である。

(4) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 人材の確保及び育成

(7) 人材の確保

国や他の地方公共団体、民間との人材獲得競争が激化する中、本市の職員採用試験の受験者数や競争率は低下傾向にあり、特に技術職は採用困難な状況が続いている。有為な人材を安定的に確保するためには、任命権者と連携した積極的な採用広報活動や採用試験の方法の見直しを行うなど、人材の確保に向けた的確な措置を講じていくことが必要である。

a 採用広報活動の積極的な取組

多様で有為な人材を確保するためには、学生に対し本市の魅力や市 役所の職務内容等を広く情報発信することにより、公務に関心を持っ てもらう必要がある。

本委員会では、民間就職情報会社が主催する仕事研究セミナー等への早い時期からの出展に努め、市役所業務について認知してもらうとともに、大学等で開催される学内セミナーへも積極的に出展している。また、インターンシップ・キャリア教育は、学生が就業体験を通して仕事に対するイメージを具体化させることに有効な手段であるため、本市では、夏季と冬季の2回に分けて実施している。インターンシップ・キャリア教育は受入人数に限りがあるため、これに参加できなかった学生を対象とした市役所の職場見学やオンライン座談会を開催しているが、より多くの学生が就業体験をできるようにするため、関係各課の理解と協力を得ながら学生の受入方法を検討していく必要がある。

さらに、技術職(土木・建築・電気・機械)の仕事のやりがいや魅力に触れられる機会として、工事現場を見学する「1 day仕事見学バスツアー」の開催や、「はままつ☆ナビゲーター」に選出した技術職員による業務の紹介や職場・現場の案内を随時行っている。

本委員会としては、引き続き大学生・大学院生への採用広報活動に 取り組むことに加え、高校生や中学生に対しても、出前講座の実施や フィールドスタディ(現地学習)の受入れを通して、早期の情報発信 を展開していく。

b 採用試験の方法

本委員会では、本市を志望する学生が受験しやすくするため、採用試験の方法を大幅に見直した。

具体的には、全ての試験区分を対象として、3次試験制を廃止し2次 試験制を導入した。また、大学・大学院卒等を対象とした行政職員採用 試験の受験可能年齢の上限の引上げも行った。これらにより受験者の負 担を減らすとともに、より受験しやすい環境を整えたところである。

また、採用困難職である技術職においては、第1次試験における教

養試験を廃止し、獣医師や薬剤師等の一部の免許職においては、面接 の回数を削減するなど、負担の軽減を図った。

民間企業における採用活動の早期化への対応としては、昨年度に引き続き、土木・建築の第1次試験を4月に、幼稚園教諭・保育士の第1次試験を6月に開始した。

本委員会としては、採用試験方法の見直しの効果について検証する とともに、多様な人材が受験しやすい試験方法について、今後も調 査・研究を進めていく。

なお、前述したとおり、本委員会は、国の俸給表の改定等を考慮して、初任給の引上げを図り、採用における給与面での競争力を向上させるよう言及したところである。今後、引上げ後の初任給の水準などについて、人材確保の観点、国や他の地方公共団体、民間企業の状況等を踏まえ、任命権者と連携して調査・研究を進めていくことが必要である。

また、医師・歯科医師については、任命権者が選考採用を行っているところであるが、佐久間病院勤務の医師の確保をはじめ、採用困難な状況が生じているため、本市においては、他の地方公共団体における給与制度等を踏まえた上で、給与面の改善など、その確保に向けた取組を進めていくことが必要である。

(イ) 人材の育成

地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化する中、多様化・複雑化する行政課題に対応する上で、人材育成の重要性が高まっていることなどを踏まえ、昨年12月、国は、平成9年に策定した人材育成に関する指針を大幅に改正し、各地方公共団体が職員の人材育成に関する基本方針の改正等を行う際の新たな指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針(以下「新指針」という。)」を策定したところである。

新指針では、各地方公共団体が基本方針の改正等を行うに当たって 留意すべき基本的な考え方や、人材育成・確保の検討事項、さらにデ ジタル人材の育成・確保に関する留意点などが示された。これを踏ま え、本市では「浜松市職員人材育成基本方針(以下「基本方針」とい う。)」の本年度中の改正に向けて、関係課職員や公募で選出した若手 職員で構成されたプロジェクトチームを設置し、新たな基本方針の検 討を進めているところである。

任命権者においては、引き続き本市における人材育成等の実情やそれを取り巻く状況の変化を踏まえた上で、新指針の示す留意点等を参考にして、基本方針の改正を着実に進めるとともに、それに沿った取組を円滑に実施できるよう措置を講じていくことが必要である。

(ウ) 多様な人材の活躍推進

性別、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティなどの一人ひとりの様々な事情に配慮し、多様な人材が活躍できる職場環境の整備は、社会課題が多様化・複雑化する中で、質の高い行政サービスを提供していくために必要なことである。また、障害者雇用率の引上げへの対応など、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを推進していく重要性が更に高まっている。

本市では、「はままつ女性職員活躍応援プラン」や「浜松市障がい者活躍推進計画」などを策定し、その職場環境づくりの取組を実施しているところである。

任命権者においては、各職場における現状等を的確に把握した上で、 組織としての課題を整理し、国や他の地方公共団体における好事例等を 参考にするなどして、多様な人材が活躍できる職場環境づくりをより 一層推進していくことが必要である。また、そのような職場環境づく りには、職員一人ひとりが、多様性についての正しい知識を持ち、お 互いに理解を深めていくことが求められることから、引き続き、研修 等を通じて職員の意識啓発等を行っていくことが必要である。

(エ) 能力・実績に基づく適切な人事管理

人事評価制度を通じて、個々の能力・実績を的確に把握し、評価結

果を考慮した適切な人事管理を行うことは、職員の仕事に対する意欲を高め、人材の価値を最大限に引き出し、組織パフォーマンスの向上に資するものである。

また、定年の引上げや、給与制度のアップデートなど、公務における人事管理を取り巻く環境が大きく変化しており、時代の要請に即した人事評価制度の適切な運用がこれまで以上に重要となっている。

任命権者においては、研修の実施やマニュアルの説明などを通じて、管理監督者の評価能力、育成能力及び面談スキルの向上を図るとともに、本市の人事評価制度と評価結果の人事・給与への反映などの運用が、公務を取り巻く環境の変化に即した適切な人事管理に資するものとなるよう、国や民間企業における人事管理の動向を注視し、常に見直しを行っていくことが必要である。

管理監督者においては、面談等を通じて、職員の特性を把握し、やりがいと成長を引き出すなど、職場の中で育成的な働きかけを実践していくことが必要である。また、人事評価を適切な人材育成や職場運営につなげていくためには、評価者と被評価者の円滑なコミュニケーションが不可欠であるため、更なる信頼関係の構築に努められたい。

イ 良好な勤務環境の整備

(7) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワーク・ ライフ・バランスの推進に加え、人材確保や職員の離職防止の観点からも 重要な取組である。

本市では、長時間労働を是正するため、業務量が多い部署への応援職員の配置、各職場における業務の効率化やデジタル化、民間活力の導入など、組織を挙げて様々な面から取組を実施してきたところであるが、自然災害への対応等により依然として一部の部署において長時間労働を行う職員が見受けられる状況である。

任命権者においては、長時間労働の是正に向けて、業務の見直しや効率 化に係る取組を着実に推進するとともに、職員の勤務時間を正確に把握した上で適正な時間外勤務命令が行われるよう、引き続き各所属に対して周知徹底を図っていくことが必要である。また、職員に対して上限時間を超えた時間外勤務を命じた場合は、その要因の整理、分析及び検証を確実に実施し、その結果を踏まえた的確な対策を講じていくことが必要である。なお、賃金不払い残業はあってはならないものである。管理監督者においては、職員の勤務状況を直接確認することができない場合であっても、職員の勤務時間の適正な管理を徹底し、勤務命令のない時間外勤務や仕事の持ち帰りなどを発生させることがないよう注意を払うことが必要である。職員においては、時間外勤務の事前申請など基本的なルールを遵守するとともに、職務遂行に当たり勤務時間に係るコストの意識を高め、公務能率の向上に努められたい。任命権者においては、引き続きあらゆる機会を通じて、賃金不払い残業の防止に向けた指導の実施や対策の周知徹底を図っていくことが必要である。

(イ)教職員の多忙な勤務の解消

教職員の多忙な勤務の解消は、教職員が心身ともに健康的に意欲を もって教育活動に従事できる環境づくりにつながるものであり、学校教 育の質の維持・向上や、子どもたちにより良い教育を行うことができる ようにするためにも極めて重要な課題である。

本委員会では、学校現場における教職員の勤務の状況等を把握するため、昨年度、市内の小学校2校、中学校2校に対して労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場調査を実施するとともに、本年度、本市教育委員会に対して時間外在校等時間の実績等の確認を行った。これらの結果などから、昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、再開した学校行事の準備・運営などに時間を要するようになったが、業務改善の取組により小学校における時間外在校等時間の実績が減少するなどの効果を確認したところである。し

かしながら、依然として一定数の教育職員が長時間勤務を行っている状況があることや、ストレスチェックの結果において、高ストレス者の割合が増加傾向にあることも確認したところである。

本市教育委員会においては、引き続き勤務実態を客観的に把握した上で、教育職員が時間外在校等時間の上限を超えて業務を行った場合は、教育委員会規則の規定に基づき、その要因の分析等を行い、時間外在校等時間の長時間化を防ぐための有効な措置を講じるとともに、長時間勤務者に対する医師による面接指導などの健康確保措置についても適切に実施していくことが必要である。

また、平成30年3月に策定(令和2年3月改訂)した「学校における働き方改革のための業務改善方針」(以下「業務改善方針」という。)が、本年度で期限を迎えることから、本市教育委員会においては、これまでの業務改善方針に係る取組の結果等を踏まえた上で、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく取組の実効性を向上させるなど、取組を形骸化させることなく、より一層働き方改革を推進していくことが必要である。

(ウ) 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の推進は、ワーク・ライフ・バランスを実現し、 職員の仕事に対する意欲の向上や能力発揮につながるだけでなく、多 様で有為な人材の確保の観点からも有効な取組である。

本市では、柔軟な働き方の推進に向けて、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に時限的に実施してきた時差出勤や、在宅勤務、サテライトオフィス勤務などのテレワークの効果の確認と課題の整理を進めているところである。時差出勤については、職員の働き方の一つとして定着しつつあり、柔軟な働き方の効果が見受けられる状況である。また、テレワークについては、実施の効果や課題の検証結果等を踏まえ、システムやセキュリティ環境の検討を進めているところである。

任命権者においては、柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けて、

時差出勤を制度として正式導入するための取組を進めていくことが必要である。また、在宅勤務について、国や他の地方公共団体の状況を参考にしつつ、窓口業務の比重が高いなど基礎自治体の特性を考慮した制度運用の在り方を検討した上で、実施に向けた適切な措置を講じていくことが必要である。

(エ) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を妨げ、メンタルヘルス不調を引き起こす要因となるだけでなく、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営を阻害する要因となるものである。

地方公共団体においては、国からの通知で示されているとおり、各種ハラスメントの防止に係る事業主の措置義務及び責務等を認識し、 その防止に向けた対策について徹底することが求められている。

任命権者においては、ハラスメントの発生を防止するため、引き続き研修等を通じて、職員のハラスメントに対する意識啓発に取り組むとともに、ハラスメント相談員への研修の実施などのサポートを含めて相談受付体制の充実を図り、職員がハラスメント事案について相談しやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

また、近年、顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマー・ハラスメント)への対応について、社会的に関心が高まっている状況である。任命権者においては、このようなハラスメントについても、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の保護等を図っていくことが必要である。

(オ) 仕事と生活の両立支援

職員が妊娠や出産、子育て、家族の介護などに安心して向き合う時間を確保できるようにする仕事と生活の両立支援の取組は、公務能率・職務意欲の向上、キャリア形成、人材確保や職員の離職防止の観点からも重要である。

昨年12月、政府が閣議決定した「こども未来戦略」では、地方公務員(一般職・一般行政部門常勤)の男性職員の育児休業取得率の政府目標が、従来の30%から大幅に引き上げられ、令和7年までに1週間以上の取得率を、令和12年までに2週間以上の取得率を、それぞれ85%にすることとされている。

任命権者においては、男性職員の育児休業をはじめとする本市職員による両立支援制度の活用がより一層進むよう、引き続き通知等による制度周知を図るほか、管理監督者の面談等による職員への制度案内とその利用に関する意向確認等が適切に行われるよう研修等を実施し、職員が安心して制度を利用できる職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。あわせて、次世代育成支援対策推進法に基づく「浜松市特定事業主行動計画(後期)」が本年度末に期限を迎えることから、国や他の地方公共団体における動向を踏まえて次期計画を策定し、両立支援に係る取組を積極的に推進していくことが必要である。

また、本年、人事院が国会及び内閣に対して「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行ったところである。 任命権者においては、その法改正の動向等を注視し、適切に対応していくことが必要である。

(カ)職員の健康増進

近年、健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が広がりを見せている。地方公共団体においても、職員の健康の保持・増進を通じて、職務に対する意欲や勤務能率を高め、質の高い行政サービスの提供や効率的な行政運営を実現することが期待されている。

本市では、定期健康診断等の健診結果を踏まえ、有所見者に対する 医療機関への受診勧奨や医師・保健師による保健指導を通じて、未病 段階からの早期支援を行っているところである。特に時間外・休日勤 務が月80時間を超える職員に関しては、疲労の蓄積による健康障害発 症のリスクが高いとされていることから、任命権者においては、医師による面接指導等を確実に実施し、予期せぬ職場離脱を未然に防いでいくことが必要である。

また、本市では、心の不調による長期病休者が増加傾向にあるため、 心の健康づくりへの対応が喫緊の課題となっている。任命権者におい ては、ストレスチェックに基づく集団分析結果を活用した職場環境の 把握と改善を一層推進するとともに、高ストレス者に対する面談、精 神科医によるメンタルヘルス相談、外部委託機関の専門職による相談 など、多様な相談機会の提供を通じて、職員の心の不調の予防に努め ることが必要である。また、休職に至った職員に対する職場復帰支援 の取組についても引き続き的確に実施していくことが必要である。

ウ 高齢期職員が能力を発揮できる職場環境の整備

昨年度から段階的な定年の引上げが開始され、豊富な知識、技術、経験等を有する高齢期職員(60歳以上の職員)の活躍が一層重要になっており、高齢期職員が能力を発揮できる職場環境の整備等の取組が求められている。

高齢期においては身体機能の低下等により、若年層に比べて公務災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい傾向があるため、本市では、高齢期職員の安全と健康確保を目的として、加齢による心身の変化についての講話や、転倒予防の講習会、運動指導士による筋力アップ運動の実技指導などの取組を実施しているところである。

任命権者においては、今後も進む職員の高齢化に適切に対応していくため、通路の段差解消や照度確保による転倒防止等、高齢期職員が安心して安全に働き続けられる職場環境づくりを進めるほか、加齢による心身の衰えを客観的に把握する体力チェックを通じ、自らの身体機能の変化が公務災害リスクにつながり得ることの理解を促すなど、公務災害の防止と健康で働き続けるための対策を総合的に進めていくことが必要である。

工 公務員倫理

職員による不祥事は、市民からの信頼を損ない、円滑な行政運営に 多大な影響を及ぼすものであるため、本委員会では、公務員倫理の保持について、これまでも繰り返し言及してきたところである。しかしながら、昨年の本委員会による報告以降も、一部の職員による非違行為の処分事案が断続的に発生し、懲戒免職処分に至る事案まで発生したことは、極めて憂慮すべき事態である。

任命権者においては、引き続き倫理研修の定期的な実施や、全職員を対象とした「コンプライアンスセルフチェックシート」による自己点検、管理監督者による面談など、あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚を図るとともに、職員による非違行為が発生した場合は、速やかにその事実関係を把握した上で厳正に対処し、実効性の高い再発防止策を講じていくことが必要である。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守し、職員に対して模範を示すとともに、職場内でのコミュニケーションを積極的に図り、相談しやすい風通しの良い職場風土の醸成と不断の意識啓発に取り組むことが必要である。

職員においては、一人ひとりが全体の奉仕者としての使命感を深く 自覚し、法令や服務規律を遵守するとともに、公務の内外を問わず、 本市職員としての誇りと高い倫理感を保持し、自らの行動を厳しく律 していくことが必要である。

11 おわりに

市民の安全・安心の確保と行政サービスの安定的な提供のため、日々職務に 精励している本市職員に対して敬意を表する。

地域の経済情勢については、総じて見ると緩やかに回復している状況であると 言えるが、業種や個々の企業によっては厳しい状況が続いているところも見受け られる。また、今後の見通しについては、人材確保に伴う労務費の上昇、ウクラ イナ情勢の長期化、海外景気の下振れ、原材料価格等の上昇、金融資本市場の変 動など様々な不安材料を抱える中で、引き続き予断を許さない状況である。

そのような中、本年の人事委員会勧告においては、本市職員の月例給及び特別給(期末手当・勤勉手当)について、公民給与の比較を行った結果、市内民間事業所における給与水準を下回っていたことから、本市職員の月例給及び特別給(期末手当・勤勉手当)を引き上げる内容の勧告を行うこととした。また、本年、人事院が勧告した「給与制度のアップデート」に係る措置について、本市においても、国における措置を基本として実施していくことが必要であると判断し、このことに関する勧告を行うこととした。

職員においては、月例給及び特別給の引上げ改定の主な要因とした市内民間 事業所における給与が、企業業績にかかわらず人手不足や歴史的な物価高に対 応するために引き上げられた結果であることや、厳しい経営環境が続く中でも、 コストの削減や技術革新など今後の持続的発展に向けた懸命な努力によって 確保されたものであることを真摯に受け止め、深く理解しなければならない。 また、本年1月の全市域にわたる行政区の再編を契機として、持続可能な市政 運営を実現していくために、市職員が果たす役割がより一層高まったことを認 識するとともに、引き続き職員各自が全体の奉仕者として高い使命感と倫理感 を堅持し、公務の公正かつ能率的な運営に尽力されることを切に希望する。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励し、その能力を最大限に発揮することのできる良好な職場環境づくりに努められたい。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な 処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に 準拠して給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準 を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正 かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について 理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

別紙第2

勧告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置 をとられるよう勧告する。

1 公民給与の較差に基づく給与の改定

(1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、浜松市職員の給与に関する条例第10条第4項又は浜松市教育職員の給与に関する条例第13条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき11,000円とすること。

イ 期末手当・勤勉手当

- (ア) 令和6年12月期に支給される期末手当の支給割合を1.275月分とし、 勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務 職員については、期末手当の支給割合を0.7125月分とし、勤勉手当の 支給割合を0.5125月分とすること。
- (4) 令和7年6月期以降に支給される期末手当の支給割合を1.25月分と し、勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。定年前再任用短時間 勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の 支給割合を0.5月分とすること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

(1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表を別記第2のとおり改定すること。 新給料表への切替えは、別記第3の切替要領によること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、浜松市職員の給与に関する条例第10条第4項又は浜松市教育職員の給与に関する条例第13条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。

イ 管理職員特別勤務手当

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(7)は令和6年12月1日から、1の(2)のイの(4)、2及び3の(2)のアについては、令和7年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 扶養手当の月額等の経過措置

報告「10 むすび」第8表のとおりとすること。

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別記第1

行政職給料表

	職給料表	<u> </u>								
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
定年前	1	円 183, 500	円	円	円	円	円	円 272 400	円	円
	1 2	184, 600	230, 000 231, 500	261, 300 262, 300	287, 300 288, 900	309, 800 311, 500	335, 000 336, 900	373, 400 376, 000	415, 600 418, 000	465, 500 468, 600
	3	185, 800	231, 300	263, 300	290, 400	313, 200	338, 700	378, 300	420, 500	471, 600
	4	186, 900	234, 500	264, 300	291, 900	314, 700	340, 500	380, 500	422, 900	474, 600
	5	188, 000	236, 000	265, 300	293, 400	316, 100	342, 200	382, 400	424, 800	477, 600
	6	189, 700	237, 500	266, 300	294, 900	317, 400	343, 900	384, 700	426, 900	480, 600
	7	191, 300	239, 000	267, 300	296, 300	318, 700	345, 500	386, 800	429, 000	483, 600
	8	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320, 000	347, 200	388, 800	431, 200	486, 700
	9	194, 500	242,000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800	390, 800	433, 100	489, 400
	10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500	393, 100	435, 200	492, 500
	11	197,800	244, 800	271,300	301,800	324, 900	352, 100	395, 300	437, 300	495, 500
	12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700	397, 500	439, 200	498,600
	13	201,000	247, 400	273, 300	304,600	328, 300	355, 200	399, 700	440, 900	501, 300
	14	202, 700	248,600	274, 300	305, 700	330,000	356, 900	402,000	442,700	503,600
	15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500	404, 200	444,600	505, 900
	16	206, 100	251,000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500	446, 500	508, 200
	17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300	448, 300	510, 200
	18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200	450, 100	511,600
	19	210,600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100	451, 900	513, 100
	20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900	453, 600	514, 500
	21 22	213, 600 215, 200	256, 400	282, 500 283, 800	315, 400 317, 000	341, 500	368, 000	415, 700	455, 400	515, 700
		*	257, 400 258, 400	-		343, 100	369, 600	417, 500	456, 900	517, 100
	23 24	216, 800 218, 400	259, 400	285, 000 286, 200	318, 600 320, 200	344, 700 346, 200	371, 200 372, 700	419, 300 421, 100	458, 300 459, 800	518, 600 520, 100
	25	220, 000	260, 400	287, 300	320, 200	347, 600	374, 600	421, 100	461, 200	520, 100
	26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500	522, 300
	27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800	523, 500
	28	224, 300	263, 100	291, 100	326,600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000	524, 700
	29	225, 600	263, 900	292, 400	328,000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000	525, 700
	30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430,000	466, 700	526, 600
	31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400	527, 500
	32	228,900	266, 300	295, 500	333,000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100	528, 400
	33	230,000	267,000	296,600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468,800	529, 200
	34	231, 100	267, 800	297,800	336, 100	361, 700	389, 900	435,000	469, 500	530, 100
	35	232, 200	268, 600	298, 900	337,800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800
	36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
	37	234, 400	270,000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532,000
	38	235, 400	270, 800	302,600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471,800	532,600
	39	236, 400	271,600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400
	40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473,000	534, 000
	41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
	42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	
	43	239, 900	274, 600	309, 100	351,000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	
	44 45	240, 700 241, 400	275, 300 276, 000	310, 400	352, 800 354, 300	374, 500 375, 300	402, 000 402, 700	443, 500 444, 200	474, 700 475, 000	
	46	241, 400	276, 700	311, 700 313, 000	355, 700	376, 200	402, 700	444, 200	475,000	
	47	242, 600	276, 700	314, 300	357, 100	376, 200	403, 400	445, 400		
	48	242, 000	277, 400	314, 300	358, 500	377, 100	404, 100	446, 100		
	49	243, 200	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600		
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000		
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361,800	380, 300	406, 500	447, 400		
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800		
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200		
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448,600		
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449,000		
	56	247,000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300		
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367,600	384, 300	408, 400	449,600		
	58	247,600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450,000		
	59	247, 900	285, 400	328,600	369,000	385, 500	409,000	450, 300		
	60	248, 200	286, 100	329,700	369,600	386, 200	409, 300	450,600		

61	248, 500	286, 700	330, 400	370,000	386, 600	409, 500	450, 900		I
62	248, 800	287, 400	331, 300	370,600	387, 200	409, 800	100, 500		
63	249, 100	288, 000	332,000	371, 300	387, 800	410, 100			
1 1									
64	249, 400	288, 500	332, 800	372,000	388, 300	410, 400			
65	249, 700	289,000	333, 600	372, 300	388, 700	410,600			
66	250, 000	289,600	334, 000	373,000	389, 300	410, 900			
67	250, 300	290, 100	334,600	373, 700	389, 900	411, 200			
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500			
69	250, 900	291, 200	336, 100	374,600	390, 800	411, 700			
70	251, 200	291,700	336,800	375, 100	391, 300	412,000			
71	251,500	292, 300	337, 500	375, 700	391,800	412, 300			
72	251,800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412,500			
73	252, 100	293, 400	338,600	376,600	392, 700	412,700			
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413,000			
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300			
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500			
77	253, 300	294, 800	340,600	378, 900	394, 200	413, 700			
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	110,			
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800				
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000				
1 1	254, 200	295, 800	341, 900		395, 000				
81				381,000	-				
82	254, 800	296, 000	342, 800	381,600	395, 500				
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800				
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000				
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200				
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500				
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800				
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000				
89	256, 900	298,000	345,600	384, 500	397, 200				
90	257, 200	298, 300	346,000	385,000	397, 500				
91	257, 500	298,600	346, 400	385, 400	397, 800				
92	257, 800	299,000	346,800	385, 800	398, 000				
93	258, 100	299, 200	347,000	386, 100	398, 200				
94		299, 400	347, 400	386,600					
95		299, 700	347,800	387,000					
96		300, 100	348, 200	387, 400					
97		300, 300	348, 400	387, 700					
98		300,600	348, 800	388, 200					
99		301,000	349, 200	388, 600					
100		301, 400	349, 500	389, 000					
101		301, 600	349, 800	389, 300					
102		301, 900	350, 200	000,000					
103		302, 200	350, 600						
104		302, 500	351,000						
105		302, 700	351, 500						
106		303, 000	351, 900						
106		303, 000	352, 300						
1 1									
108		303, 600	352, 700						
109		303, 800	353, 200						
110		304, 200	353, 600						
111		304, 600	353, 900						
112		304, 900	354, 200						
113		305, 100	354, 700						
114		305, 300							
115		305, 600							
116		306, 000							
117		306, 200							
118		306, 400							
119		306, 700							
120		307,000							
121		307, 400							
122		307,600							
123		307, 900							
124		308, 200							
125		308, 500							
定年前	基準	基準	基準	基 準	基準	基準	基準	基準	基 準
再任用	給料月額	給料月額							
短時間	円	円	円	円	円	円	円	円	円
勤務職 員		010 5::	000	050 5::	00.	000 000	0.00 =::	000	110 0::
	192,000	219,500	260,000	279,700	294, 900	320,600	362, 700	396, 200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表

職員の	職務の級	1級	2 級	3 級	4級	5 級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	291, 400	370,000	426, 700	484, 400	574, 500
短時間	2	293, 700	372,600	428, 700	486, 200	577,600
勤務職	3	296, 000	375, 100	430, 700	488, 000	580,700
員以外	4	298, 200	377, 600	432,600	489, 800	583,800
の職員	5	300, 300	380, 100	434, 500	491, 600	586, 700
	6	303, 800	382, 800	436, 100	493, 300	589, 100
	7	307, 300	385, 500	437, 700	495, 000	591, 500
	8	310, 700	388, 100	439, 300	496, 700	593, 900
	9	314, 100	390, 200	440, 900	498, 400	596, 100
	10	317, 600	392, 700	442, 700	500, 500	597, 600
	11	321, 000	395, 200	444, 500	502, 600	599, 100
	12	324, 400	397, 700	446, 300	504, 700	600,600
	13	327, 800	400, 300	448, 100	506, 700	602, 100
	14	331, 300	403, 000	449, 900	508, 600	603, 200
	15	334, 700	405, 600	451, 700	510, 700	604, 300
	16	338, 100	408, 100	453, 500	512, 700	605, 200
	17	341, 500	410, 500	455, 100	514, 600	606, 400
	18	344, 600	412, 700	457, 100	516, 600	607, 400
	19	347, 700	414, 800	459, 000	518, 600	608, 400
	20	350, 800	416, 900	460, 900	520, 400	609, 400
	21	354, 000	419, 000	462, 300	522, 200	610, 400
	22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000	010, 100
	23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800	
	24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600	
	25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200	
	26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000	
	27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800	
	28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600	
	29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200	
	30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000	
	31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800	
	32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500	
	33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100	
	34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900	
	35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600	
	36	386, 700	440, 900	487, 700	548, 300	
	37	388, 100	440, 900	409, 600	549, 800	
	38	389, 600	442, 300	491, 500	549, 800	
	39	391, 100	445, 100	495, 200	552, 800	
	40	391, 100	446, 500			
	41			496, 800	554, 400	
	42	394, 100 394, 800	447, 900	498, 400 500, 200	555, 900 557, 200	
			449, 300	· ·	557, 300	
	43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700	
	44	396, 100	452, 100	503,600	560, 000	
	45	397, 000	453, 500	505,000	561, 200	
	46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200	
	47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200	
	48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200	
	49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200	
	50	399, 900	460, 800	513,000	566, 100	
	51	400, 400	462, 400	514, 300	567,000	

			ı			
	52	400, 900	464,000	515,600	567, 900	
	53	401, 400	465,600	516,600	568, 700	
	54	401,800	466,800	517, 900	569,600	
	55	402, 200	468,000	519, 200	570, 500	
	56	402,600	469, 100	520, 500	571, 400	
	57	403,000	470, 100	521,500	572, 300	
	58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200	
	59	403,800	472,000	523, 100	574, 100	
	60	404, 200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	473, 500	524,800	575, 700	
	62	405,000	474, 200	525,600	576,600	
	63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500	
	64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400	
	65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300	
	66	100, 100	476, 900	528, 700	3,0,000	
	67		477, 500	529, 400		
	68		478, 100	530, 300		
	69		478, 400	531, 200		
	70		479, 000	532, 000		
	71		479, 700	532, 900		
	72		480, 400	533, 800		
	73		480, 800	534, 600		
	74					
	75		481, 400	535, 500		
	76		482, 100	536, 400		
	77		482, 800	537, 100		
			483, 200	537, 900		
	78 70		483, 800	538, 800		
	79		484, 400	539, 700		
	80		484, 900	540, 600		
	81		485, 400	541, 400		
	82		485, 900	542, 300		
	83		486, 400	543, 200		
	84		486, 900	544, 100		
	85		487, 300	544, 900		
	86		487, 800	545, 800		
	87		488, 200	546, 700		
	88		488, 700	547,600		
	89		489, 200	548, 400		
	90		489,800			
	91		490, 400			
	92		490,800			
	93		491, 300			
	94		491, 900			
	95		492, 500			
	96		493,000			
	97		493, 500			
定年前		基準	基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円	円
勤務職						
員		301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

別記第2

行政職給料表

職員の	職務の級	1級	2 級	3 級	4級	5 級	6 級	7級	8 級	9級
区分	号給	給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	230,000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300	458, 300	510, 200
	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200	463, 800	517, 100
	3	185, 800	233, 000	267, 300	301,800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800	522, 300
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900	473, 500	526, 600
の職員	5	188,000	236, 000	269, 300	304,600	328, 300	361, 700	415, 700	477, 500	530, 100
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330,000	363, 500	417,500	481,000	533, 400
	7	191, 300	239,000	271,300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300	484,000	536, 400
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500	538, 900
	9	194, 500	242,000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422,700	488, 500	540, 900
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310,700	336, 700	369, 600	424, 200		
	11	197,800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700		
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313,900	340,000	372, 700	427, 200		
	13	201,000	247, 400	277, 400	315, 400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343, 100	376, 500	430,000		
	15	204, 400	249,800	280,000	318,600	344, 700	378, 400	431, 300		
	16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432,500		
	17	207, 400	252, 100	282,500	321,700	347,600	381, 700	433, 700		
	18	209,000	253, 200	283,800	323, 400	349, 300	383, 500	435,000		
	19	210,600	254, 300	285,000	325,000	350, 900	385, 200	436, 300		
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326,600	352, 500	386, 800	437, 500		
	21	213,600	256, 400	287, 300	328,000	353, 700	388, 500	438, 700		
	22	215, 200	257, 400	288,500	329,700	355, 200	389, 900	439, 500		
	23	216,800	258, 400	289,800	331,400	356, 700	391, 300	440, 300		
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333,000	358, 200	392, 700	441, 100		
	25	220,000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441,700		
	26	221,700	261, 300	293, 400	336, 100	361,700	395, 300	442, 300		
	27	223,000	262, 200	294, 400	337,800	363, 400	396, 500	442,900		
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443,500		
	29	225,600	263, 900	296,600	340,900	366, 500	398, 600	444, 200		
	30	226, 700	264, 700	297,800	342,500	367, 800	399, 800	445,000		
	31	227,800	265, 500	298,900	344, 100	369,000	400, 900	445, 400		
	32	228,900	266, 300	300, 100	345,700	370, 400	402,000	446, 100		
	33	230,000	267,000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446,600		
	34	231, 100	267,800	302,600	349, 200	372, 400	403, 400	447,000		
	35	232, 200	268,600	303,900	351,000	373, 400	404, 100	447, 400		
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352,800	374, 500	404, 800	447,800		
	37	234, 400	270,000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200		
	38	235, 400	270,800	307,800	355, 700	376, 200	406,000	448,600		
	39	236, 400	271,600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449,000		
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300		
	41	238, 200	273, 000	311,700	360,000	378, 700	407, 300	449, 600		
	42	239, 100	273, 800	313,000	360,800	379, 500	407, 500	450,000		
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361,800	380, 300	407, 800	450, 300		
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381,000	408, 100	450,600		
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900		
	46	242, 000	276, 700	317,600	364, 800	382, 400	408, 700	,		
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000			
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300			
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500			
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800			
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369,000	385, 500	410, 100			
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400			
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370,000	386, 600	410, 600			
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370,600	387, 200	410, 900			
	55	246, 700	282, 800	328,600	371, 300	387, 800	411, 200			
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372,000	388, 300	411, 500			
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700			
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373,000	389, 300	412, 000			
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373,700	389, 900	412, 300			
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500			

6	1	248, 500	286, 700	333,600	374,600	390, 800	412, 700			
6		248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000			
6		249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300			
			The state of the s							
6		249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500			
6		249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700			
6		250,000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100				
6		250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500				
6	8	250,600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900				
6	9	250,900	291, 200	338,600	378, 900	394, 200				
7	0	251, 200	291,700	339, 200	379, 400	394, 500				
7	1	251,500	292, 300	339, 700	380,000	394, 800				
7.	2	251,800	292, 900	340, 300	380, 500	395,000				
7		252, 100	293, 400	340,600	381,000	395, 200				
7		252, 400	293, 900	341, 100	381,600	395, 500				
7		252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
	6	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
7		-	· ·			-				
		253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				
7		253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				
7		253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				
8		254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				
8		254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				
8		254, 800	296, 000	344, 500	385,000	397, 500				
8	3	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
8	4	255, 400	296, 500	345, 300	385,800	398, 000				
8	5	255, 700	296, 800	345,600	386, 100	398, 200				
8	6	256,000	297, 100	346,000	386,600					
8	7	256, 300	297, 400	346, 400	387,000					
8	8	256,600	297, 700	346,800	387, 400					
8	9	256, 900	298,000	347,000	387, 700					
9		257, 200	298, 300	347, 400	388, 200					
9		257, 500	298, 600	347, 800	388, 600					
9		257, 800	299, 000	348, 200	389, 000					
9		258, 100	299, 200	348, 400	389, 300					
		256, 100			309, 300					
9.			299, 400	348, 800						
9			299, 700	349, 200						
9			300, 100	349, 500						
9			300, 300	349, 800						
9			300, 600	350, 200						
9	9		301,000	350,600						
	00		301, 400	351,000						
1	01		301,600	351,500						
1	02		301,900	351,900						
1	03		302, 200	352, 300						
1	04		302, 500	352,700						
1	05		302,700	353, 200						
1	06		303,000	353,600						
1	07		303, 300	353, 900						
1	08		303,600	354, 200						
	09		303, 800	354, 700						
	10		304, 200	,						
	11		304, 600							
	12		304, 900							
	13		305, 100							
	14		305, 300							
	15		305, 500							
	16		306, 000							
	17		306, 200							
	18		306, 400							
	19		306, 700							
	20		307, 000							
	21		307, 400							
	22		307, 600							
	23		307, 900							
1	24		308, 200							
	25		308, 500							
定年前		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
再任用	-	給料月額	給料月額	給料月額 ED	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円	円	円	円	円	円
勤務職員		100 000	010 500	000 000	070 700	004.000	202 222	0.00 7.00	200 000	440.000
1 H		192,000	219,500	260,000	279,700	294, 900	320,600	362, 700	396, 200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3 級	4級	5 級
区分	号給 人	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	291, 400	400, 300	455, 100	549,800	596, 100
短時間	2	293, 700	403,000	457, 100	555, 900	602, 100
勤務職	3	296,000	405, 600	459,000	561, 200	607, 400
員以外	4	298, 200	408, 100	460, 900	566, 100	611,900
の職員	5	300, 300	410, 500	462, 300	570, 500	615,900
	6	303, 800	412, 700	464, 100	574,800	619, 400
	7	307, 300	414, 800	465, 900	578, 400	622, 400
	8	310, 700	416, 900	467, 700	581, 400	625, 200
	9	314, 100	419,000	469, 500	583, 900	
	10	317,600	420, 500	471, 300	586, 200	
	11	321,000	422,000	473, 100		
	12	324, 400	423, 500	474, 900		
	13	327, 800	424, 900	476, 700		
	14	331, 300	426, 400	478, 500		
	15	334, 700	427, 900	480, 300		
	16	338, 100	429, 300	482, 100		
	17	341, 500	430, 700	483, 900		
	18	344, 600	432, 200	485, 800		
	19	347, 700	433, 700	487, 700		
	20	350, 800	435, 100	489, 600		
	21	354, 000	436, 500	491, 500		
	22	357, 100	438, 000	493, 200		
	23	360, 200	439, 500	495, 000		
	24	363, 200	440, 900	496, 800		
	25	366, 200	442, 300	498, 400		
	26	368, 500	443, 700	500, 200		
	27	370, 800	445, 100	502,000		
	28	373, 000	446, 500	503, 600		
	29	374, 900	447, 900	505, 000		
	30	376, 600	449, 300	506, 700		
	31	378, 300	450, 700	508, 500		
	32	380, 100	452, 100	510, 200		
	33	381, 900	453, 500	511, 700		
	34	383, 700	454, 900	513,000		
	35	385, 300	456, 300	514, 300		
	36	386, 700	457, 700	515, 600		
	37	388, 100	459, 100	516, 600		
	38	389, 600	460, 800	517, 900		
	39	391, 100	462, 400	519, 200		
	40	392, 600	464, 000	520, 500		
	41	394, 100	465, 600	521, 500		
	42	394, 800	466, 800	522, 300		
	43	395, 400	468, 000	523, 100		
	44	396, 100	469, 100	523, 900		
	45	397, 000	470, 100	524, 800		
	46	397, 600	471, 100	525, 600		
	47	398, 200	472, 000	526, 400		
	48	398, 800	472, 800	527, 100		
	49	399, 400	473, 500	527, 900		
	50	399, 900	474, 200	528, 700		
		000,000	1. 1, 200	020, 100		

1 1	50	1	1		I	ı
	52	400, 900	475, 500	530, 300		
	53	401, 400	476, 200	531, 200		
1	54	401, 800	476, 900	532,000		
1	55	402, 200	477, 500	532, 900		
1	56	402,600	478, 100	533,800		
1	57	403, 000	478, 400	534,600		
1	58	403, 400	479,000	535, 500		
	59	403, 800	479,700	536, 400		
	60	404, 200	480, 400	537, 100		
	61	404, 600	480,800	537, 900		
	62	405, 000	481, 400	538,800		
	63	405, 400	482, 100	539, 700		
	64	405, 800	482,800	540,600		
	65	406, 100	483, 200	541, 400		
	66		483,800	542, 300		
	67		484, 400	543, 200		
	68		484,900	544, 100		
	69		485, 400	544, 900		
	70		485,900	545,800		
	71		486, 400	546, 700		
	72		486,900	547,600		
	73		487, 300	548, 400		
	74		487,800			
	75		488, 200			
	76		488,700			
	77		489, 200			
	78		489,800			
	79		490, 400			
	80		490,800			
	81		491, 300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493, 500			
定年前		基準	基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円	円
勤務職						
員		301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

別記第3 切替要領

令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表 行政職給料表の適用を受ける職員

17 65 765 / 11	17年30~2週7日	を文ける賦」	~	新号給			
旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5 6	1	1 2	1 1	1	1	1
10	7	2 3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28 29	24 25	24 25	20 21	16 17	3	5 5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52 52	48	44	44	40	36		
53 54	49 50	45 46	45 46	41 42	37 38		
55	51	47	47	43	39		

ГС	F0.	40	40	4.4	10	T	
56	52 50	48	48	44	40	-	
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55 56	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57 -	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64		1	
77	73	69	69	65		1	
78	74	70	70			1	
79	75	71	71				
80	76	72	72				
81	77	73	73				
82	78	74	74				
83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
			•		•	•	

医療職給料表の適用を受ける職員

	- WY JANUAR	斗表の適用を受け	新	글 給	
1 1	旧号給	2級			5 級
2 1	1			1	
3 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1				1	
4 1		1 1		1	
5 1		1 1	1	1	1
6 1 3 1 1 1 1 3 1 1 1 3 1 4 4 1 1 1 3 1 4 4 1 1 1 3 1 1 4 1 4 1 1 1 3 1 1 4 2 1		<u>1</u>	1	1	1
7 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 4 2 1 1 3 1 1 1 1		1 1	-	1	
8 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 3 1 1 1 2 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 4 4 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 4 2 2 1 1 3 1 1 4 2 2 1 1 3			_	1	-
9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 11 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 4 1 1 3 1 1 4 1 4 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			_	1	
10 1 1 1 1 2 11 1 1 1 2 1 12 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 4 1 1 1 3 1 4 1 1 1 3 1 4 4 1 1 4 3 1 4 4 1 4 4 2 1 1 3 1 4 4 2 1 1 3 1 4 4 2 1 1 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1				_	
11 1 1 1 2 13 1 1 1 2 14 2 1 1 3 15 3 1 1 3 16 4 1 1 3 17 5 1 1 3 18 6 2 1 3 19 7 3 1 4 20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 25 13 9 1 1 26 14 10 1 1 27 15 11 1				_	
12 1 1 1 1 2 13 1 1 1 2 1 1 3 3 1 1 1 3 3 1 1 1 3 3 1 1 1 3 1 4 4 1 1 3 1 4 4 1 1 3 1 4 4 1 4 2 1 3 3 1 4 4 2 1 3 3 1 4 4 2 1 3 3 1 4 4 2 1 3 3 1 4 4 2 1 3 3 1 4 4 2 1 1 3 1 4 4 2 1 1 1 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
13 1 1 1 2 1 1 3 15 3 1 1 3 16 4 1 1 1 3 16 4 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 4 3 1 1 4 3 1 1 4 2 1 3 1 4 4 2 1 3 1 4 4 2 1 9 5 1 4 4 2 1 9 5 1 4 4 2 1 9 1 1 4 2 2 1 1 3 1 1 4 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
14 2 1 1 3 16 3 1 1 3 17 5 1 1 3 18 6 2 1 3 19 7 3 1 4 20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 24 12 8 1 1 25 13 9 1 1 26 14 10 1 1 27 15 11 1 1 27 15 11 1 1 28 16 12 1 1 30 18 14		1	-	-	
15 3 1 1 3 16 4 1 1 3 17 5 1 1 3 18 6 2 1 3 19 7 3 1 4 20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 4 22 10 6 1 4 22 10 6 1 4 22 10 6 1 4 22 10 6 1 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 25 13 9 1 1 26 14 10 1 1 27 15 11 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>					
16 4 1 1 3 17 5 1 1 3 18 6 2 1 3 19 7 3 1 4 20 8 4 1 4 20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 1 22 10 6 1 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 25 13 9 1 1 26 14 10 1 1 1 27 15 11 1 1 2 26 14 10 1 1 1 3 1 3 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3<					
17 5 1 1 3 18 6 2 1 3 19 7 3 1 4 20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 21 9 5 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 2 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 24 12 8 1 1 25 13 9 1 1 25 13 9 1 1 26 14 10 1 1 27 15 11 1 1 28 16 12 1 1 29 17 13 1 1 31 19 15			_	-	
18 6 2 1 3 19 7 3 1 4 20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 25 13 9 1 1 26 14 10 1 1 27 15 11 1 1 28 16 12 1 1 29 17 13 1 1 30 18 14 1 1 31 19 15 1 3 32 20 16 1 1 33 21 17 1 1 34 22 18 1 3 36 24 20 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
19 7 3 1 4 20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 2 25 13 9 1 2 26 14 10 1 1 27 15 11 1 1 28 16 12 1 1 29 17 13 1 3 1 30 18 14 1 1 3 1 33 1 1 33 1 1 33 2 20 16 1 33 21 17 1 3 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25<					
20 8 4 1 4 21 9 5 1 4 22 10 6 1 23 11 7 1 23 11 7 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1				1	
21 9 5 1 4 22 10 6 1 1 23 11 7 1 1 24 12 8 1 1 25 13 9 1 1 26 14 10 1 1 27 15 11 1 1 28 16 12 1 1 29 17 13 1 1 30 18 14 1 1 31 19 15 1 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 1 37 25 21 1 1 38 26				1	
22 10 6 1 23 11 7 1 24 12 8 1 25 13 9 1 26 14 10 1 27 15 11 1 28 16 12 1 29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3				1	
23 11 7 1 24 12 8 1 25 13 9 1 26 14 10 1 27 15 11 1 28 16 12 1 29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3				-	4
24 12 8 1 25 13 9 1 26 14 10 1 27 15 11 1 28 16 12 1 29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td>				1	
25 13 9 1 26 14 10 1 27 15 11 1 28 16 12 1 29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td>				1	
26 14 10 1 27 15 11 1 28 16 12 1 29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 49 37 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></td<>				1	
27 15 11 1 28 16 12 1 29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 </td <td></td> <td>13</td> <td></td> <td>1</td> <td></td>		13		1	
28 16 12 1 29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 <td< td=""><td></td><td></td><td>10</td><td>1</td><td></td></td<>			10	1	
29 17 13 1 30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 <td< td=""><td>27</td><td>15</td><td>11</td><td>1</td><td></td></td<>	27	15	11	1	
30 18 14 1 31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 <td< td=""><td>28</td><td>16</td><td>12</td><td>1</td><td></td></td<>	28	16	12	1	
31 19 15 1 32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 <td< td=""><td>29</td><td>17</td><td>13</td><td>1</td><td></td></td<>	29	17	13	1	
32 20 16 1 33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5	30	18		1	
33 21 17 1 34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5	31	19	15	1	
34 22 18 1 35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5	32	20	16	1	
35 23 19 1 36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5	33	21	17	1	
36 24 20 1 37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5	34	22	18	1	
37 25 21 1 38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5	35	23	19	1	
38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5	36	24	20	1	
38 26 22 2 39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5				1	
39 27 23 2 40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5				2	
40 28 24 2 41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
41 29 25 2 42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5				2	
42 30 26 3 43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
43 31 27 3 44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
44 32 28 3 45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
45 33 29 3 46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5			•		
46 34 30 4 47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5				3	
47 35 31 4 48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5			•		
48 36 32 4 49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
49 37 33 4 50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
50 38 34 4 51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
51 39 35 5 52 40 36 5 53 41 37 5					
52 40 36 5 53 41 37 5					
53 41 37 5				5	
				J E	

55 43 39 5 56 44 40 6 57 45 41 6 58 46 42 6 59 47 43 6 60 48 44 6 61 49 45 7 62 50 46 7 63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 66 67 55 51 6 68 56 52 6 69 57 53 7 70 58 54 7 71 59 55 7 72 60 56 6 73 61 57 7 74 62 58 7 75 63 59 6<					
57 45 41 6 58 46 42 6 59 47 43 6 60 48 44 6 61 49 45 7 62 50 46 7 63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 66 67 55 51 68 68 56 52 68 69 57 53 70 58 54 71 59 72 60 56 6 73 61 57 74 74 62 58 75 75 63 59 76 76 64 60 60 77 65 61 78 80 68 64	55	43	39	5	
58 46 42 6 59 47 43 6 60 48 44 6 61 49 45 7 62 50 46 7 63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 66 67 55 51 68 68 56 52 69 69 57 53 54 71 59 55 7 72 60 56 73 71 59 55 7 72 60 56 73 73 61 57 7 74 62 58 75 63 59 7 76 64 60 7 77 65 61 7	56			6	
59 47 43 6 60 48 44 6 61 49 45 7 62 50 46 7 63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 66 67 55 51 66 68 56 52 69 69 57 53 70 70 58 54 71 71 59 55 72 60 56 73 61 57 72 60 56 73 61 57 74 62 58 77 74 62 58 75 63 59 61 77 65 61 77 76 64 60 62 79 67 63 80 88 <td>57</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td>	57			6	
60 48 44 6 61 49 45 7 62 50 46 7 63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 66 67 55 51 68 68 56 52 69 69 57 53 70 70 58 54 71 71 59 55 72 60 56 72 73 72 60 56 77 73 61 57 73 74 62 58 75 75 63 59 76 76 64 60 77 78 66 62 79 80 68 64 81 69 65	58	46	42	6	
61 49 45 7 62 50 46 7 63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 66 67 55 51 5 68 56 52 69 69 57 53 7 70 58 54 7 71 59 55 7 72 60 56 6 73 61 57 7 74 62 58 7 75 63 59 7 76 64 60 60 77 65 61 7 78 66 62 8 80 68 64 8 81 69 65 8 82 70 66	59	47	43		
62 50 46 7 63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 6 67 55 51 6 68 56 52 6 69 57 53 7 70 58 54 7 71 59 55 7 72 60 56 6 73 61 57 7 74 62 58 7 75 63 59 7 76 64 60 60 77 65 61 7 78 66 62 7 79 67 63 8 80 68 64 8 81 69 65 8 82 70 66 8<	60	48	44	6	
63 51 47 7 64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 6 67 55 51 6 68 56 52 69 69 57 53 70 70 58 54 71 71 59 55 72 72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 63 59 76 64 60 77 65 61 77 65 61 77 65 61 77 65 61 77 78 66 62 79 67 63 80 88 64 81 69 65 82 70 66 88 84 72 68 88 85 73 69 86 74 70 <					
64 52 48 7 65 53 49 8 66 54 50 66 67 55 51 68 68 56 52 69 69 57 53 70 70 58 54 71 71 59 55 72 72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 76 64 60 60 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 88 88 76 72 89 77 73 90 78 90 78 90 78 90 78 90 78	62	50	46	7	
65 53 49 8 66 54 50 6 67 55 51 6 68 56 52 6 69 57 53 7 70 58 54 7 71 59 55 7 72 60 56 6 73 61 57 7 74 62 58 7 75 63 59 7 76 64 60 7 77 65 61 7 78 66 62 7 79 67 63 8 80 68 64 8 81 69 65 8 82 70 66 8 83 71 67 8 85 73 69 8 86 74 70 7 87 75 71 7 88 76 <td< td=""><td>63</td><td>51</td><td>47</td><td>7</td><td></td></td<>	63	51	47	7	
66 54 50 67 55 51 68 66 52 68 69 57 53 70 58 54 71 59 55 71 59 55 72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 78 66 62 79 67 63 78 66 62 79 67 63 70 66 83 71 67 63 64 84 81 69 65 82 70 66 68 84 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 88 76 72 89 77 73 79 73 79 73 79 79 79<	64	52	48		
67 55 51 68 56 52 69 57 53 70 58 54 54 71 59 55 72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 64 60 60 77 65 61 77 65 61 77 65 61 78 66 62 62 63 80 68 64 80 68 64 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 83 71 67 84 72 68 88 85 73 69 86 74 70 88 76 72 88 76 72 88 77 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 74 73 74<	65	53	49	8	
67 55 51 68 56 52 69 57 53 70 58 54 54 71 59 55 72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 64 60 60 77 65 61 77 65 61 77 65 61 78 66 62 62 63 80 68 64 80 68 64 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 83 71 67 84 72 68 88 85 73 69 86 74 70 88 76 72 88 76 72 88 77 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 73 74 73 74<	66	54	50		
69 57 53		55			
70 58 54 71 59 55 72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 90 93 81 94 94 82 95 96 84	68	56	52		
71 59 55 72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 80 93 81 94 82 95 95 83 96 84	69	57	53		
72 60 56 73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 80 83 94 95 83 96	70	58	54		
73 61 57 74 62 58 75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 80 93 81 94 82 95 95 83 96 84			55		
74 62 58 75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 80 93 81 94 82 95 95 83 96	72	60	56		
74 62 58 75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 80 93 81 94 82 95 95 83 96	73	61	57		
75 63 59 76 64 60 77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 90 91 79 92 93 81 94 94 82 95 95 83 96		62	58		
77 65 61 78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 79 92 80 93 81 94 82 95 83 96 84	75	63	59		
78 66 62 79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 79 92 80 93 81 94 82 95 83 96 84	76	64	60		
79 67 63 80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 93 81 94 94 82 95 95 83 96	77	65	61		
80 68 64 81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 93 81 94 94 82 95 95 83 96	78	66	62		
81 69 65 82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 93 81 94 95 83 96	79	67	63		
82 70 66 83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 93 81 94 94 82 95 95 83 96	80	68	64		
83 71 67 84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 93 81 94 95 83 96	81	69			
84 72 68 85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 93 81 94 95 83 96 96 84 98	82	70	66		
85 73 69 86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 93 81 94 95 83 96 96 84 98	83	71	67		
86 74 70 87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 92 80 93 94 82 95 95 83 96 96 84 96	84	72	68		
87 75 71 88 76 72 89 77 73 90 78 91 91 79 92 92 80 93 93 81 94 95 83 96 96 84 94	85	73	69		
88 76 72 89 77 73 90 78	86	74	70		
89 77 73 90 78 91 79 92 80 93 81 94 82 95 83 96 84					
89 77 73 90 78 91 79 92 80 93 81 94 82 95 83 96 84		76			
90 78 91 79 92 80 93 81 94 82 95 83 96 84	89	77			
91 79 92 80 93 81 94 82 95 83 96 84	90				
93 81 94 82 95 83 96 84	91				
93 81 94 82 95 83 96 84		80			
94 82 95 83 96 84	93				
95 83 96 84	94				
96 84	95				

(参考資料)

目		次
_		

1	市職員給与関係資料
	令和6年職員給与等実態調査の概要
	第1表 給料表別平均給与月額等
	第2表 給料表別、級別、号給別職員数
	その1 行政職給料表
	その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)
	その1の3 行政職給料表(その他の職員)
	その2 医療職給料表
	その3 小学校中学校等教育職給料表
	その4 高等学校等教育職給料表
	第3表 給料表別、年齢別職員数
	その1 行政職給料表
	その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)
	その1の3 行政職給料表(その他の職員)
	その2 医療職給料表
	その3 小学校中学校等教育職給料表
	その4 高等学校等教育職給料表
	第4表 扶養親族数別職員数
	第5表 住居手当の支給状況
	第6表 通勤手当の支給状況
	第7表 管理職手当の対象職員
	第8表 職員数の比較

2]	民間給与関係資料
2	令和6年職種別民間給与実態調査の概要
É	第9表 産業別、企業規模別調査事業所数
É	第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給
£	第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等
	その1 公民給与比較の対象職種
	その2 公民給与比較の対象外職種
£	第12表 民間事業所における初任給の改定状況
É	第13表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況
É	第14表 民間事業所における家族手当の支給状況
	その1 家族手当の支給状況
	その2 扶養家族の構成別支給額
	その3 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況
É	第15表 民間事業所における定年制の状況
É	第16表 公民比較における比較対象従業員
3 :	公民比較関係資料
=	ラスパイレス方式による比較とは
2	公民給与の比較における役職段階の対応関係
4 5	労働経済関係資料
<u> </u>	第17表 労働経済指標

1 市職員給与関係資料

令和6年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和6年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和6年4月1日現在における職員給与等を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員(定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任 用職員及び臨時的任用職員を除く)8,792人から次に掲げる職員1,336人を 除外した7,456人を対象とした。

	除外する者	人数
1	技能労務職員	398 人
2	企業職員	390 八
3	休職中の職員	
4	停職中の職員	
(5)	育児短時間勤務の職員	
6	育児休業中の職員	
7	在籍専従の許可を受けている職員	938 人
8	派遣されている職員	(うち行政職給料
9	自己啓発等休業中の職員	表の適用を受ける
10	配偶者同行休業中の職員	事務職員・技術職
(11)	任期付職員	員は 262 人)
12	定年が段階的に引き上げられることに伴い、「浜松	
	市職員の給与に関する条例」附則第18項又は「浜松	
	市教育職員の給与に関する条例」附則第12項により	
	給料月額が決定される職員	

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委
教育職給料表	員会の定める指導主事
高等学校等	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育
教育職給料表	委員会の定める指導主事

第 1 表 給料表別平均給与月額等

						学歴別人員構成比				
区分		性別構	構成比	₩₩	平均					
給料表	職員数	男	女	平均年齢	経験年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
	人	%	%	歳	年	%	%	%	%	
行 政 職 	4, 364	64. 0	36.0	41. 7	19.9	59.9	12.9	27.2	0.0	
事務職員・技術職員	2, 649	69. 5	30. 5	42. 5	20. 5	69.3	6.3	24. 4	0.0	
その他の職員 ※1	1, 715	55. 5	44. 5	40. 5	19. 0	45. 4	23. 1	31.5	0.0	
医療職	7	71. 4	28.6	56. 3	31. 0	100.0	0.0	0.0	0.0	
小学校中学校等教育職	3, 019	48.6	51. 4	41. 3	18. 5	97. 1	2. 9	0.0	0.0	
高等学校等教育職	66	54. 5	45.5	45. 4	22.3	98.5	1.5	0.0	0.0	
計	7, 456	57. 7	42.3	41.6	19. 4	75. 3	8.8	15.9	0.0	
公民比較の対象 ※2	2, 569	69. 9	30. 1	43. 1	21. 2	68. 7	6. 5	24.8	0.0	

[「]その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等 「公民比較の対象※2」は、行政職(事務職員・技術職員)から新規学卒者80人を除いたもの (注) 1

[「]単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。

[「]通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

						(令和6:	年職員給与等実	態調査)
			平均約	合与月額				
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	通勤 手当 ※ 4
円	円	円	円	円	円	円	円	円
327, 593	9, 350	10,654	347, 597	4, 626	7, 100	184	359, 507	7, 358
332, 503	8, 739	10, 983	352, 225	4, 590	9, 365	161	366, 341	7, 635
320,009	10, 294	10, 145	340, 448	4, 682	3, 601	221	348, 952	6, 930
527, 905	5, 214	30, 511	563, 630	11,014	58, 120	292, 872	925, 636	7, 083
370, 835	7, 023	11, 556	389, 414	4, 807	5, 551	6, 296	406, 068	4,600
409, 957	8, 735	13, 050	431, 742	7, 362	3, 745	5, 948	448, 797	5, 857
346, 019	8, 398	11,059	365, 476	4, 729	6, 491	2, 985	379, 681	6, 228
336, 540	9, 011	11, 135	356, 686	4,670	9, 656	167	371, 179	7, 554

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(令和6年職員給与等実態調査)

<u>その1~</u>	<u> 丁ധ職給</u>	<u> </u>				(市)	和6年職員	1 稻 子 寺 夫	: 悲調
職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
7 11	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									2
2 3									
3									
4		33							
5		18	1						
6		34							
7 8		3	C						
9	11	25 6	<u>6</u> 5						9
10	11	56	1						2
11		11	1						1 1
12	12	20	5						2
13	8	14	5 5						2 4 4 4
14		44	7						4
15		4	10						4
16	9	31	38						
17	2	16	21						3
18	6	20	12						2 1
19 20	0	35 9	13 52					2 2	1 2
21	<u>8</u> 8	16	18						1
21 22	8 12	16 15	18 10					3	
23	12	23	11					3	
24	10	31	20					1	2
25	1	5	39					1	2
26	11	13	9					4	
27		10	14					2 3	
28	1	38	20					3	1
29	99	2	40	1			2	5	
30	7	3	6				6	2	2
31	3	3	21	1			25	11	
32	91	4	25				6	5	1
33	9	0	52	3			9	3	-
34 35	10	2	7 21				11 6	1 1	1
36	2 12	4	15				3	2	1
37	3	4	43	2			12	2	
38	4		12	1			5	2	
39	1	1	24	1 2	1		6	1	
40	1		12	1			8	1	
41			50	5	1		6	2	
42	1		8				3		
43			26	1			6	2 2	
44		1	21	1			3		
45 46			54	8	1		2	1	
46			14	8	1		1		
47 48			20 20	6 12		1	3 3		
49			44	7	1	3	3		
50			18	12	1	16	J		
51			17	14	1		1		
52			20	10	1	8	1		
53			45	23	2	20			
54			10 25	14	1	16			
55			25	24		5			
56			26	25	1	20	1		
57			38	23	4	15			
58			10	30	2	10	1		
59			25	23	3	7	1		
60			24	23 9 27	4 2 3 9 7 5	11			
61 62			54 13	27	7	4 6			
63			13 27	18 25	5	ь 5			
64			21	25 11	8 9	3			
U-T			41	11	9	J			

職務の級	, let	- /ct	a /m	. /#	- /7	0.47	- /7	0.47	0 /77
号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			31	16	4	5 3 3 5			
66			12	19	8	3			
67			21	20 19	9	3			
68 69			15 33	26	20 17	6			
70			10	20	18	1			
71			18	27	6	5			
72			24	18	20				
73			16	18	18	1			
74			16	13	12	3 2			
75 73			21	10	12	2			
76			9	19	6	1 5			
77 78			30 10	24 7	15 7	Б			
79			26	19	6				
80			20	11	13				
81			32	16	12				
82			13	9	10				
83			14	11	11				
84			19	11	6				
85			30	9	11				
86			9 7	10	7				
87 88			16	7 5	11 4				
89			23	8	10				
90			8	4	3				
91			20	2	6				
92			7	4	5				
93			17	6	17				
94			9						
95			9	_					
96			6	2					
97 98			8 12	2 2					
96 99			7	1					
100			3	1					
101			11	32					
102			2						
103			4						
104			4						
105			3						
106			1						
107 108			4 4						
109			7						***************************************
110			7						
111			5						
112			4						
113		, Τ	32						
114									
115									
116 117									
117									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125	 								
計	341	550	1, 895	776		208	134	59	39
(構成比%)	(7.8)	(12.6)	(43.4)	(17.8)	(8.3)	(4.8)	(3.1)	(1.3)	(0.9)
								総計	4, 364
								小心百一	(100.0)

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)

<u> その1の2</u>	<u>? 行政</u>	職給料表	<u> 5 (</u>	<u> </u>	<u> </u>				
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
·	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1					,		, ,	, ,	2
2 3									
3		90							
4		28 14							
5 6		19							
7									
8	-	15							
9 10	5	3							2 1
11		43 5							1
12 13	5 5	13	2						2
13	5	9	2						2 2 4 3
14 15		31	5 5						4
16	8	2 15	29						J
16 17	1	11	2 2 5 5 29 3						3
18	1	11	9						3 2 1 2
19	_	24	9					1	1
20	5	2 5	9 32 5					1.	2 1
21 22	8	10	9					3	1
23		17	5						
24 25	3	22	5 12 17					1	2
25 26	5	3 11	17					1 3	2
26 27	9	7	4					3 2	
28		27	3 12					2 3	1
29	73	1	14				2 5	5 2	
30	3	1	5				5	2	2
31 32 33	71	2 3	6 17	1			20 4	8 4	1
33	6	3	29	2			8	1	
34	1	1	5				10 5	1	1
35	1 5	_	10				5		
35 36 37	5	2	14 24	1			2 10	2 2	
38			7	1				۷	
39		1	5	1	1		4 6	1	
40			6	1			6	1	
41 42			22	5	1		4	2	
42			4 16	1			5	2	
44		1	8	1			2 5 2	2	
44 45			8 22	6	1		2	1	
46			7	6 5	1				
47 48			6 8	5 10			3 2		
49			16		1	3	1		
50			10	5 9	1	13	-		
51			9	10		12	1		
52 53			6 24	13	1	6 17	1		
53 54			24 4	13	2 1	17			
55			4 8	7 18	1	4			
55 56 57			11	16		18	1		
57			23	18	3	10			
58 59			3 6	21 18	1 3	7 7	1 1		
60			11	4	8	7	1		
61			30	18	6	4			
62			10	12	6 5 7 6	5			
63 64			14 8	17 8	7	1 2			
64			8	8	6	2			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	,
65			11	11	2	4			
66 67			6 8	17 14	6 5	2			
68			8	11	14	2			
69			17	20	10	4			
70			9	12	10				
71			8	21	3	3			
72			13	14	13	4			
73 74			8 7	14 9	13 7	1 1			
75			14	7	6	1			
76			5	11	$\overset{\circ}{4}$	1			
77			18	19	14	4			
78			8	4	5				
79			13	18	5				
80 81			11 14	7 8	<u>8</u>				
82			9	7	6				
83			8	9	7				
84			10	6	2				
85			20	6	7				
86			4	9	4				
87 88			5 9	1 5	7				
89			13	6	6				
90			4	3	3				
91			11	3 2 3	6				
92			6	3	5				
93			6	6	9				
94			5						
95 96			5						
96			2 2	2					
98			8	1					
99			1	1					
100			1	1					
101			8	26					
102									
103 104			1						
105			2						
106			_						
107			2						
108			3						
109			2 7						
110 111			3						
112			1						
113			19						
114									
115 116 117									
116									
117									
119									
120									
121									
122 123									
123									
124 125									
125 計	206	359	946	550	245	150	108	49	
計 (構成比%)									
(1円/以上し 70 /	(7.8)	(13.5)	(35.7)	(20.8)	(9.2)	(5.7)	(4.1)	(1.8)	(1.
								総計	

その1の3 行政職給料表(その他の職員)

<u> その1の3</u>	7	職給料表	を(その)他の職	<u>貝)</u>				
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2 3									
3		_							
4		5	1						
5 6		4 15	1						
7		3 10							
8		10	6						
9	6	3	5						
10		13 6	1 1						
11 12 13	7	7	3						
13	3	5	3						2
14		13	3 2 5						
15		2 16	5						1
16 17	1	16	9 18						
17 18	1 5	5 9	18						
19	3	11	4					1	
20	3	7	20					1	
21 22	8	11	13						
22	4	5	1						
23 24 25	7	6 9	6 8						
25	1		22						
26	6	2 2 3	5					1	
27			11						
28	1	11	8						
29 30	26	1	26 1	1			1		
30 31	4 3	2 1	15				1 5	3	
31 32 33	20	1	8				2	1	
33	20 3		23	1			1	2	
34	9	1	2 11				1		
35	1 7	2	11				1	1	
35 36 37	3	2	<u>1</u> 19	1			2		
38	4		5	1			1		
39	•		19	1			-		
40	1		6 28				2		
41 42			28				2		
42	1		4 10				1		
44			13				1 1		
43 44 45			13 32 7	2					
46			7	2 2 1			1		
47			14	1			4		
48			12	2		1	1		
49 50			28 8 8	2 3 4 6		3	2		
51			8	4	1	6			
50 51 52 53			14	6		2 3			
53			21	10		3			
54 55			6 17	7		6 1			
56 56			15	9	1	9			
55 56 57			15 15	5	1	2 5			
58 59			7	9	1	3			
59			19	5					
60			13	7 6 9 5 9 5 5 5	1	4			
61 62			24 3	9	1	1			
62 63			13	6 8 3	1	1 4			
64			13	3	3	1			
				<u>~</u>					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	,
65			20	5 2 6	2	1			
66 67			6 13	2	2 4	1			
68			13 7	8	6	1 4			
69			16	8 6	7	2			
70			1	8	8	1			
71			10	6	3	2			
72			11	4	7				
73 74			8 9	4	5 5	2			
75			7	4 3	6	1			
76			4	8	2	1			
77			12	5	1	1			
78			2	3	2				
79			13	1	1				
80			9	<u>4</u> 8	5				
81 82			18 4	8 9	3 4				
83			6	2 2 5	4				
84			9	5	4				
85			10	3	4				
86			5	1	3				
87			2	6	4				
88 89			7 10	2	3 4				
90			4	1	4				
91			9	1					
92			1	1					
93			11		8				
94			4						
95			4						
96			4	2.					
97 98			6 4	1					
99			6	1					
100			2						
101			3	6					
102			2						
103			3						
104			4						
105 106			1						
107			1 2						
108			1						
109			5						
110									
111			2						
112			3 13						
113 114		•	13						
115									
116									
115 116 117									
118 119									
119									
120 121									
121									
122 123									
124									
124 125									
計	135	191	949	226	117	58	26	10	
(構成比%)	(7.9)	(11.1)	(55.3)	(13.2)	(6.8)	(3.4)	(1.5)	(0.6)	(0.
	,/	/	/		/	·/	, =/	総計	1, 7
								※☆ ⊒十	(100.

その2 医療職給料表

(<u> </u>				
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5 級
	人	人	人	人	人
1 2 3					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
5 6 7 8					
9					
10					
11					
12 13					
13					
14 15					
15					
16 17					
110					
10					
20					
21					
22					
18 19 20 21 22 23					
24					
24 25 26					
26		1			
27					
27 28 29 30					
29					
30					
31 32 33					
32					
33					
34					
35					
34 35 36 37 38 39					
37					
38					
39			1		
40			1		
41 42					
43					
44				1	
43 44 45 46 47				***************************************	
46					
47					
48					
49					
50					
51					
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59					
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59					
60					
61					
60 61 62 63 64					
03				1	
04				<u> </u>	l

職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
65 66			•	1111	
67					
68					
69					
70					
71 72			1		
73					
74					
75					
75 76 77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84 85					
86					
87					
88					
89 90		_			
91					
91 92					
93					
94					
95 96					
97					
計	0	1	2	4	0
(構成比%)	(0.0)	(14. 3)	(28.6)	(57. 1)	(0.0)
	•			総計	7 (100. 0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

	その3 小学校中学校等教育職給料表										
号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級					
		人	人	人	人	人					
	1 2 3	·		·		·					
	2										
	3										
	4										
	5 6										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	11 12 13										
	13										
	14										
	15										
	16 17										
1	17		57								
	18		_								
	19		1								
	20		73			<u> </u>					
	21 22		15			7 6					
	22		2 1 17			1.4					
	23 24 25		17			14					
	25		24			19 8					
	26		48			8					
	27		40			17					
	27 28		11			6					
	29		11			13					
	30		11 53			4					
	31		1			4 9					
	32		18			10					
	32 33		16			10					
	34		62			6					
	35		3			2					
	36		62 3 6			6 2 3					
	35 36 37		16 72			1					
	38 39		72			1					
	39										
	40		10			3					
	41 42		6			3 2 1					
1	42		84			1					
	43										
	43 44 45		11 5			1					
1	45 46		b 47			1					
	46		47			$\frac{1}{2}$					
	47 48		3 31			Z					
						1					
	49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59		4			1					
	50 51		9								
	52		48 2 32 7								
	53		7								
	54		38								
	55		38 2								
	56		35								
	57		35 7								
	58		39								
	59		39 2								
	60		42								
	60 61 62 63 64		42 6								
	62		31	1	1						
	63		5 37								
	64		37								

114h 7/tr 02 /01					Ι
職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
3 //41	人	人	人	人	人
65	, ,	人 5	, ,	,	
66		25			
67 68		10 35			
69		6		2	
70		9		_	
71		10			
72 73		22 3			
74		33		17	
75		6		6	
76		23		4	
77 78		16 16		6 11	
79		4		8	
80		26		11	
81 82		6		9	
82 83		12 14		9 7	
84		33		4	
85		6	1	7	
86		15	1	7	
87 88		11	2 3	7 6	
89		26 4	1	8	
90		7	4	9	
91		5	2	3	
92		7	3		
93 94		6 24	7	5 5	
95		12	•	9	
96		27	2	5	
97		9	3	2	
98 99		22 13	2	1	
100		25	2	1	
101		13	1	2	
102		12	0	1	
103 104		21 12	2 1	4	
105		12 2		4	
106		4			
107		5 5	3		
108 109		5 7	1 6		
110		7	U		
111		20			
112		7			
113 114		11 15			
115		20			
115 116		20 10			
117		17			
118 119		16 17			
120		12			
120 121		12 10			
122 123		19 27			
123 124		27 14			
125		12			
126		13			
127		16			
128		6			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
129		人 4			
130		6			
131		6 3 3			
132		3			
133		8			
134 135		17 16			
136		4			
137		9			
138		11			
139		14			
140		11			
141		11			
142		12			
143		14			
144		14			
145		4			
146		9			
147		7			
148		16			
149		11			
150		9			
151 152		1 15			
153		13			
154		11			
155		5			
156		24			
157		15			
158		15 27			
159		34			
160		19			
161		20			
162		43			
163		39			
164		39			
165		207			
計	0	2, 649	48	172	150
(構成比%)	(0.0)	(87.7)	(1.6)	(5.7)	(5.0)
		•		総計	3, 019
				NG □ I	(100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給				
1	人	人	人	人
1 2				
3				
1 2 3 4 5 6 7 8				
5				
6				
8				
9				
10				
11				
11 12 13				
14				
15 16 17				
16				
18				
18 19				
20				
21				
20 21 22 23				
24		1		
25				
26 27 28 29 30		1		
27				
29				***************************************
30				
31				
32 33				
34				
35				
35 36 37				1
37 38		1		
38 39		1		
40		1		
40 41				
42				
43 44				
45				
46				
47				1
48 49				
49 50 51 52 53 54 55				
51				
52		1		
ეკ 54		1		
55		1		
56 57				
57		9		
58 50		2		
58 59 60				
61 62 63 64				
62				
63		1 1		
04		1		

職務の級号給	1級	2級	3 級	4級
	人	人	人	人
65 66				
66		4		
67 68 69		1	1	
69			1	
70		1		
71		-		
70 71 72		1		
73 74				
74		1		
75 76				
75 76 77			1	
1 78		1	<u> </u>	
79		1 1		
80				
79 80 81				
82 83				
83		1		
84 85 86				
86 86				
87		1		
87 88 89		1 1		
89				
90		1		
91 92				
92				
93 94				
95				
96				
96 97				
98 99 100		1 1		
99		1		
100				
101				
102 103		1		
104		1		
105		2		
106		_		
107 108				
108		1		
109 110		1 2 1		
110		1		
111 112 113				
113				
114		1		
115				
116 117				
117				
118 119		3		
119 120				
120		1		
121		1		
123		1 2		
124				
125				
126		1		
127		1		
128		1		

職務の級号給	1級	2級	3 級	4級
_	人	人	人	人
129	·	·	·	i i
130				
131				
132		3		
133		1		
134				
135		1		
136		_		
137				
138				
139				
140		1		
141				
142		1		
143		2		
144		2 2		
145				
146		1		
147		2		
148				
149		4		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	0	62	2	2
(構成比%)	(0.0)	(94. 0)	(3.0)	(3.0)
,			総計	66 (100. 0)

第3表 給料表別、年齡別職員数

その1 行政職給料表

(令和6年職員給与等実態調査)

	<u>行政職給</u>	斗表				(2	合和6年職	貝給与等則	長 悲調 金)
職務の級 手齢	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	7級	8級	9級
I MI.		人	人	人	人	人	人	人	
17歳以下		,	, ,		, ,	, ,	, ,	, ,	Í
18歳	9								
19	12								
20	22								
21	31								
22	106								
23	109								
24	35	66							
25	13	92							
26	1	77							
27		97							
28	1	101	4						
29	1	77	7						
30		26	55						
31		10	66						
32		1	92						
32 33		1	74						
34		1	91						
34 35		1	91 87						
36				1					
			116	1					
37			96						
38		1	118	0					
39			96	3					
40	1		108	11					
41			98	10					
42			108	24					
43			84	26	1				
44			91	41	6				
45			94	58	7				
46	1		72	68	21				
47			59	61	18	3			
48			70	68	25	5			
49			43	54	36	13	4		
50			40	60	38	14	5	2	
51			32	52	33	17	10	4	
52			30	48	39	24	12	4	
53			17	46	20	25	13	6	
54			15	28	35	20	20	5	
55			15	28	20	23	16	9	
56			4	25	23	18	8	5	
57			5	18	17	14	20	7	
58			5	23	8	11	10	9	
59			3	23	14	21	15	8	
60					1		1		
61									
62									
63									
64									
65									
66~69									
70歳以上									
計	341	550	1, 895	776	362	208	134	59	
(平均年齢)	(22. 9)	(27.4)	(40.9)	(49.8)	(52. 1)	(54.3)	(55. 3)	(55. 8)	(57.
		(41. 4)	(10.0)	(10.0)	(04.1)	(07. 0)	(00.0)	(00.0)	(01.
(1-4) Гыру			•		•	-		総計	4, 3

(注)該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)

その1の2	<u> </u>	<u> </u>	<u>(事務單</u>	<u> </u>	<u>術職員)</u>				
職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
ТМР	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下		,	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	,
18歳	4								
19	5								
20	11								
21	12								
22	72								
23	77								
24	18	46							
25	6	64							
26	1	43							
27		58							
28		66							
29 30		54 17	27						
31		7	37 33						
31 32		1	33 48						
33		1	33						
34		1	38						
35		_	52						
36			63						
37			50						
38		1	41						
39			47	2					1
40			45	6					
41			51	6					
42			43	16					
43			44	18	1				
44			49	33	5				
45			49	33	4				
46			33	43	14				
47			31	39	10	3			
48			40	50	12	5	4		
49			24	42	20	9	4	0	
50 51			23 14	47 39	25 23	9 13	3 8	2 4	
51 52			22	33	31	16	8	4	1
53			8	34	19	17	10	5	1
54			11	22	28	17	16	4	1
55			9	19			15		5
56			1	21	15	14	6	4	8
57			3	15	10	12	17	5	4
58			3	18	7	8	8	8	8
59			1	14	8		13	5	6
60									1
61									
62									
63									
64									
65									
66~69									
70歳以上	222	0.50	0.10		0.1=		100		0.0
計 (平均年齢)	206	359	946	550	245	150	108	49	36
(十岁十即)	(22.8)	(27.5)	(41.1)	(50.0)	(52.3)	(54.2)	(55.3)	(55. 5)	(56. 8)
								総計	2, 649 (42. 5)
									(42.5)

その1の3 行政職給料表(その他の職員)

その1の3	<u> 行政</u> 則	<u> </u>	(その他	<u>2の職員</u>)				
職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 MI	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下								•	
18歳	5								
19	7								
20	11								
21	19								
22	34								
23	32								
24	17	20							
25	7	28							
26 27		34 39							
28	1	35	4						
29	1	23	7						
30		9	18						
31		3	33						
32		Ĭ	44						
33			41						
34			53						
35			35						
36			53	1					
37			46						
38			77						
39			49	1					
40	1		63	5					
41			47	4					
42			65	8					
43			40	8	1				
44 45			42 45	8 25	1 3				
46	1		39	25	7				
47	-		28	22	8				
48			30	18	13				
49			19	12	16	4			
50			17	13	13	5	2		
51			18	13	10	4	2		
52			8	15	8	8	4		
53			9	12	1	8	3	1	
54			4	6	7	3	4	1	
55 50			6	9			1	1	
56 57			3	4	8	4	2	1	
57 59			2 2	3	7	2	3	2	4
58 59			2 2	5 9	1 6	3 10	2 2	1 3	1 2
60			2	9	1	10	1	3	2
61					1		1		
62									
63									
64									
65									
66~69									
70歳以上									
計	135	191	949	226	117	58	26	10	3
(平均年齢)	(22.9)	(27.4)	(40.6)	(49.2)	(51.8)	(54.6)	(55.0)	(57.2)	(59.1)
								総計	1,715
								. =	(40.5)

その2 医療職給料表

下勝の	<u> その2 🗜</u>	医療職給料表				T
17歳以下 18歳 19	職務の級		2級	3級	4級	5級
17歳以下 18歳 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 43 44 45 56 66 57 58 59 60 61 61 62 66 67 70歳以上 70歳し 70歳以上 70歳以	十即	-	ī.	I	ı	
18歳 19 20 20 21 22 2 2 3 4 4 2 3 5 2 4 4 2 3 5 2 4 4 2 3 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2	17歩いて	^	人	人	人	人
19						
20						
21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 44 45 1 46 47 48 49 50 51 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 51 66 69 69 60 61 62 66 67 68 69 69 60 61 62 63 64 65 51 52 66 66 67 68 68 69 69 60 61 62 63 64 65 51 66 66 67 68 68 68 68 69 60 60 61 62 63 64 65 51 66 67 68 69 69 60 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 69 60 60 61 62 63 64 65 65 66 67 68 68 69 69 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60						
22						
23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 61 62 63 64 65 51 56 66 69 70 80 11 12 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16						
24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 41 42 43 43 44 45 50 51 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 67 70歳以上 計 0 1 1 2 4 (13) (21) (21) (21) (21) (22) (33) (34) (35) (37) (37) (41) (41) (42) (43) (44) (44) (45) (47) (48) (49) (55) (61) (61) (62) (63) (64) (65) (61) (70歳以上 (70 (70 (70 (70 (70 (70 (70 (70						
25						
26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 49 50 61 62 63 64 65 66 67 68 69 69 60 61 65 66 67 70歳以上 計 (平均年齢) (37,4) (55,6) (61,3)	24					
27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 67 77 58 59 60 61 62 63 64 65 69 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 10 70歳以上 11 70歳以上 12 70歳以上 13 70歳以上 14 70歳以上 15 70歳以上 15 70歳以上 17 70歳以上 17 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 18 70歳以上 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	25					
28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 41 42 43 44 45 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 61 62 63 64 65 67 69 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 11 70歳以上 12 43 44 45 46 47 47 48 49 49 50 50 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 61 65 67 70歳以上 1 70 70歳以上 1 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	26					
28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 41 42 43 44 45 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 61 62 63 64 65 67 69 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 11 70歳以上 12 43 44 45 46 47 47 48 49 49 50 50 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 61 65 67 70歳以上 1 70 70歳以上 1 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	27					
29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 41 42 43 44 45 50 51 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 61 62 63 64 65 66 67 69 70歳以上 計 (7均年齢) (37,4) (55,6) (61,3)						
30						
31 32 33 34 35 36 37 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 5 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70歳以上 31 10 11 12 14 14 15 16 17 18 18 19 10 10 11 11 12 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15						
32 33 34 35 36 37 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 66 67 77 58 59 60 61 62 63 64 65 66 69 77 70歳以上 計 0 1 1 1 2 4 4 4 4 4 4 5 5 6 6 6 6 7 7 5 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9						
33 34 35 36 37 38 39 40 41 41 42 43 44 45 46 47 48 49 99 50 51 52 53 54 4 4 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 65 61 62 63 64 65 66 67 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) 0 1 2 4 (平均年齢) 0 1 2 4 (下均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 60 60 61 65 66 69 70歳以上 計 0 1 1 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4						
35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 67 58 59 60 61 61 62 63 64 65 60 61 62 63 64 65 60 61 62 63 64 65 67 70歳以上 計 67 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 11 70歳以上 計 70歳以上 計 70歳以上 計 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70						
36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 5 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70歳以上 計 0 1 1 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4						
37 38 39 40 41 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 4 55 56 57 58 59 60 61 61 62 63 64 65 66 67 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (55,6) (61,3)						
38 39 40 41 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 61 62 63 64 65 66 67 70歳以上 計 0 1 1 1 2 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8			_			
39 40 41 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 61 62 63 64 65 65 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (55, 6) (61, 3)			1			
40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 60 61 62 63 64 65 70歳以上 計 0 1 1 2 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8						
41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 64 65 1 1 2 2 (平均年齢) 0 1 2 4 (下均年齢) (55.6) (61.3)						
42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 64 65 1 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 63 64 65 65 1 1 2 2 63 64 65 1 1 1 2 6 6 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8						
44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 61 62 63 64 65 64 65 1 70歳以上 計 0 1 1 2 4 (平均年齢) 1 1 2 4 (55.6) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
45						
46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 66×69 70歳以上 計 (平均年齢) 1 2 4 (37.4) (55.6) (61.3)	44					
47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 57 58 59 60 1 1 62 63 64 65 57 58 59 60 61 62 63 64 65 57 68 69 60 61 62 63 64 65 65 67 68 69 69 60 61 61 62 63 64 65 65 65 65 66 67 68 69 60 61 62 63 64 65 65 65 66 67 68 68 68 69 69 60 60 60 61 62 63 64 65 65 65 66 67 68 68 69 69 60 60 60 60 61 62 63 64 65 65 66 67 68 68 69 69 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	45			1		
47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 57 58 59 60 1 1 62 63 64 65 57 58 59 60 61 62 63 64 65 57 68 69 60 61 62 63 64 65 65 67 68 69 69 60 61 61 62 63 64 65 65 65 65 66 67 68 69 60 61 62 63 64 65 65 65 66 67 68 68 68 69 69 60 60 60 61 62 63 64 65 65 65 66 67 68 68 69 69 60 60 60 60 61 62 63 64 65 65 66 67 68 68 69 69 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60						
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66~69 77歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 66~69 770歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 61 2 62 63 64 65 1 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) 0 1 2 4						
53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)					1	
56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)					1	
57 58 59 60 61 62 63 64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
58 59 60 61 2 62 3 63 4 65 1 66~69 1 70歳以上 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
59 60 61 2 62 63 63 4 65 1 70歳以上 1 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
60 61 62 63 64 65 1 66~69 1 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
61 62 63 64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
62 63 64 65 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
63 64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)					2	
64 65 1 66~69 70歳以上 計 0 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)						
65						
66~69 1 70歳以上 1 計 (平均年齢) 0 1 2 4 (37.4) (55.6) (61.3)						
66~69 1 70歳以上 1 計 (平均年齢) 0 1 2 4 (37.4) (55.6) (61.3)				1		
70歳以上 1 2 4 (平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)					1	
計 (平均年齢) 1 2 4 (7.4) (55.6) (61.3)						
(平均年齢) (37.4) (55.6) (61.3)	計	0	1	2	4	0
※グま†	(平均年齢)	Ĭ ,				
		-	(01.4/	(00.0)		7
1 1-1-1					総計	(56. 3)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 F齢	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
17歳以下	·	·	·		
18歳					
19					
20					
21					
22		55			
23		84			
24		88			
25		82			
26		88			
27		99			
28		87			
29		91			
30		90			
31		75			
32		83			
33		83			
33 34		85			
34 35		85			
36		57			
37		75			
38		76			
39		67			
40		74			
41		85			
42		62		1	
43		76			
44		60		1	
45		67	4		
46		55	5	2	
47		42	10	6	
48		46	6	8	
49		45	8	20	
50		54			
			2	18	
51		40	6	19	g
52		43	1	19	4
53		43	2	28	10
54		44		15	14
55		69	1	13	21
56		79	2	11	21
57		60		5	22
58		81	1	2	20
59		77		4	29
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66~69					
70歳以上					
10 成以上 計	0	2, 649	48	172	150
計 (平均年齢)	U				
(十分十四)		(39. 5)	(49.5)	(52.5)	(56. 6) 3, 019
				総計	

その4 高等学校等教育職給料表

その4 高 職務の級	<u>等学校等教育職給</u>			
手齢	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
17歳以下	7	7	7	
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27		2		
28				
29				
30		2		
31		2		
32				
33		2		
34		2		
35		2		
36		5		
37		3		
38		2		
39		2		
40		1		
41				
42				
43		5		
44		1		
45		3		
46		2		
47		4		
48		5		
49		1		
50		1		
		2		
51				
52		5		
53		2		
54			2	
55		3		
56		1		
57		2		1
5 <i>1</i> 58				1
		1		
59		1		1
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66~69				
70歳以上				
計	0	62	2	2
(平均年齢)		(44.7)	(54. 5)	(58. 6)
		(11.1/	(01.0)	
			総計	66

第4表 扶養親族数別職員数

(令和6年職員給与等実態調査)

	一概與相 7 牙久感酮且/	
扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
	人	人
1 人	929	274
2 人	1, 152	326
3 人	637	404
4 人	188	160
5 人	17	16
6人以上	3	3
小 計	2, 926	1, 183
支給されていない職員	4, 530	
合 計	7, 456	

- (注)1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
 - 2 扶養手当の額は、子については1人につき 10,000 円、配偶者、父母等については1人につき 6,500 円 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500 円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

		(10 11) 5 1 197	良和 7 牙入芯胸且/
		区 分	職員数
支	給され	1ている職員	人 1,413
	借家	月額11,000円未満	2
		月額11,000円以上25,700円未満	290
	借 間	月額25,700円	1, 121
支	給され	っていない職員	6, 043
		合 計	7, 456

	円
支給されている職員1人当たりの額	24, 955

第6表 通勤手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

(令	和 6 年職員給与	等
区 分	支給月額	職員数
	円	人
支給されている職員		6, 905
交通機関利用者		861
交通用具(自動車等)使用者		5, 914
片道5km未満	2,000	1,730
片道5km以上 10km未満	4, 200	2, 288
片道10km以上 15km未満	7, 100	1,076
片道15km以上 20km未満	10,000	424
片道20km以上 25km未満	12, 900	161
片道25km以上 30km未満	15, 800	90
片道30km以上 35km未満	18, 700	35
片道35km以上 40km未満	21,600	33
片道40km以上 45km未満	24, 400	16
片道45km以上 50km未満	26, 200	21
片道50km以上 55km未満	28, 000	16
片道55km以上 60km未満	29, 800	12
片道60km以上	31,600	12
交通機関と交通用具の併用者		130
支給されていない職員		551
計		7, 456
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

支給されている職員1人当たりの額 6,725円

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和9年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(令和6年職員給与等実態調査)

柳只加丁	7 7 7 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数	
	円		人	
1種	130, 300	技術統括監	1	
2種	104, 200	部長、区長	22	
3種	99, 100	担当部長	8	
4種	94, 000	参与	11	
5種	82, 200	次長、副区長	37	
6種	77, 400	参事、本庁の課長	122	
7種	66, 400	副参事	34	
8種	62, 300	区役所の課長	7	
9種	51, 900	専門監	201	
10種	49, 600	本庁の課長補佐	22	
11種	46, 300	区役所の課長補佐	7	
その他		病院長	1	
	計			

教育職員給与条例適用者

(令和6年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82, 200	次長	1
4種	77, 400	参事、本庁の課長、小学校長、 中学校長、担当課長	21
5種	66, 400	副参事	4
8種~ 10種	70, 100~ 52, 600	小学校長、中学校長(4種除く)	125
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52, 900	高等学校副校長	1
13種~ 14種	52, 500~ 43, 700	小学校教頭、中学校教頭	149
15種	44, 100	高等学校教頭	1
		計	303

第8表 職員数の比較

(令和6年職員給与等実態調査)

(1740 十個負相子 4天悠明日					
区分	令和6年4月	令和5年4月	(A) - (B)	(A) / (B)	
給料表	(A)	(B)			
	人	人	人	%	
行 政 職	4,800	4, 750	50	101. 1	
事務職員・技術職員	2, 911	2, 870	41	101. 4	
その他の職員※	1,889	1,880	9	100. 5	
医 療 職	10	9	1	111. 1	
小学校中学校等教育職	3, 511	3, 552	△ 41	98.8	
高等学校等教育職	73	75	△ 2	97. 3	
技 能 労 務 職	154	166	△ 12	92.8	
企 業 職	244	241	3	101. 2	
計	8, 792	8, 793	△ 1	100.0	

⁽注) 1 対象は、一般職の常勤職員

^{2 「}その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和6年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和6年4月現在の民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 379 事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種 (うち初任給関係職種 18 職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)アに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 10 層に層化し、これらの層から無作為に抽出された 115 事業所の調査を行った。

調査を完了した事業所は、第9表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 調査実人員

調査実人員は、行政職相当職種が 5,273 人(初任給関係 286 人、初任給関係以外 4,987 人)であり、その他の職種が 255 人(初任給関係 1 人、初任給関係以外 254 人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者(母集団)の推定数は、30,380人であり、 このうち、行政職相当職種は25,282人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

				(13/14/0 1 4)	成7里刀712人101小口-	ノンへ心神・五ノ
企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満		100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	98	17	15	16	38	12
農 業 、 林 業 漁 業	1	0	0	0	0	1
鉱業、採石業、砂利採取業建 設 業	6	0	0	0	3	3
製造業	52	8	7	9	21	7
電気・ガス・熱供給・水道業情報 通信 業運輸業、郵便業	15	4	2	3	6	0
卸売業、小売業	7	0	1	2	3	1
金融業、保険業不動産業、物品賃貸業	3	0	2	0	1	0
教育、学習支援業 医療、福祉 サービス業	14	5	3	2	4	0

⁽注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が17所(規模不適の事業所2所を含む。)あった。

^{2 「}サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

				(DALO TAM	1五/37/2011 3/1日 3	ラく/温(内/51立立)
	職種	学歴	企業 規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
		大学卒	217, 053	226, 047	208, 702	205, 633
事	新卒事務員	短大卒	196, 164	199, 728	191, 465	* 199,006
務		高校卒	184, 337	187, 671	179, 418	* 187, 904
		大学卒	220, 010	231, 871	211, 853	206, 633
技	新卒技術者	短大卒	198, 908	205, 978	192, 683	* 197, 205
術関		高校卒	184, 833	190, 134	179, 485	* 185,666
係		大学卒	218, 306	228, 379	210, 019	206, 133
	新卒事務員・技術者計	短大卒	197, 347	202, 228	191, 967	* 198,006
		高校卒	184, 560	188, 689	179, 448	186, 710

⁽注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

^{2 「*」}は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

										战種別民間給与実態調査)
							令和	6年4月分平均支約	洽額	
					調査	平均	きまって			
	職	種	名		実人員	年齢	支給する	こ チ 四七月日 別	(A) - (B)	備考
					大八兵	一四四		うち時間外	(A) - (B)	
							給与(A)	手当 (B)		
					人	歳	円	円	円	
	支	店	長		10	51.9	634, 641	97	634, 544	構成員50人以上の支店
		大	学	卒	5	50.6	596, 662	0	596, 662	(社) の長(取締役兼任者
	1				*	*	*	*	*	を除く。)
	1	短	大	卒						
			校	卒	4	54.0	691, 616	245	691, 371	
	1	中	学	卒	_	-	-	-	_	
	工	場	長		4	56.0	767, 150	0	767, 150	構成員50人以上の工場の長
	-	大	学	卒	2	56. 5	760, 436	0	760, 436	(取締役兼任者を除く。)
	1	短	大	卒	*	*	*	*	*	
		_								
	1		校	卒	*	*	*	*	*	
	'	中	学	卒	-	-	-	-	-	
										0 4M 0/ 1
	事務	部長	ŧ		205	53.4	661,588	2, 349	659, 239	2課以上又は構成員20人以
	:	大	学	卒	140	53. 1	690, 482	1,351	689, 131	上の部の長、職能資格等が
	4	短	大	卒	17	53. 5	564, 618	4, 741	559, 877	同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼
事			校	卒	48	54. 5	605, 549	4,632	600, 917	任者を除く。)
7			学	卒	-	01.0			-	I I I I I I I I I I
760	· '	Ψ'	子	4	_	_	_	-	_	
務										
	技術	部長	Ē		62	53. 3	663, 682	2, 237	661, 445	同 上
•	7	大	学	卒	46	52.7	678, 574	2,897	675, 677	
	4	短	大	卒	5	55. 7	585, 716	0	585, 716	
技	Ī	高	校	卒	10	54. 5	632, 579	239	632, 340	
	1		学	卒	*	*	*	*	*	
術		'	,	'		·		·		
נועי	古水	↓ π √Α	• ≡		110	40.0	C44 070	1 000	C49 C94	上記部長に事故等のあると
	事務				112	49.8	644, 870	1, 236	643, 634	きの職務代行者、職能資格
関		大	学	卒	92	49. 4	656, 841	1,077	655, 764	等が同等と認められる部の
	9		大	卒	10	53. 2	614, 346	151	614, 195	次長及び部次長級専門職、
係	1	高	校	卒	9	50.8	505, 108	872	504, 236	中間職(部長-課長間)
	1	中	学	卒	*	*	*	*	*	
職										
	技術	部为	マ長		4	53. 1	580, 181	0	580, 181	同 上
種		大		卒	2	53. 6	660, 575	0	660, 575	
7里	1						*			
		短一	大	卒	2	52. 5	495, 395	0	495, 395	
	1		校	卒	-	-	=	-	-	
	1	中	学	卒	-	-	-	-	_	
	事務	課長	Ē		465	50.8	568,007	5, 409	562, 598	2係以上又は構成員10人以
	1		学	卒	336	50.8	582, 134	4, 781	577, 353	上の課の長、職能資格等が
			大	卒	44	51. 4	518, 018	2, 216	515, 802	同等と認められる課の長及び課長処吏明職
			校	卒	85	50. 4		10, 646		び課長級専門職
	1				00	50.4	515, 788	10, 040	505, 142	
	'	中	学	卒	-	-	-	-	_	
	技術	課長	ŧ		209	49.5	589, 982	8, 738	581, 244	同 上
] ;	大	学	卒	143	48.8	602,077	3,719	598, 358	
	4	短	大	卒	12	51.9	547, 429	10, 984	536, 445	
			校	卒	54	51. 0	566, 253	21, 855	544, 398	
			学	卒	_		_		-	
	l '	1.	7	+						

⁽注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

	令和6年4月分平均支給額								
	職種	名		調査	平均	きまって			備考
	400 1里	10		実人員	年齢	支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	VHI ^¬
				人	歳	円	円	円	
	事務課	長代3	里	165	51.0	539, 338	66, 147	473, 191	前記課長に事故等のあるときの職 務代行者、課長に直属し部下に係
	大	学	卒	135	50.9	546, 275	71, 474	474, 801	長等の役職者を有する者、課長に
	短	大	卒	12	53.0	475, 342	40, 762	434, 580	直属し部下4人以上を有する者、
	高	校	卒	18	50.5	515, 883	26, 121	489, 762	職能資格等が同等と認められる課 長代理及び課長代理級専門職、中
	中	学	卒	-	-	-	-	-	間職(課長-係長間)
	技術課	長代3	里	80	51.1	575, 656	16, 754	558, 902	同 上
	大	学	卒	58	50.5	585, 859	12,850	573,009	
	短	大	卒	9	54.3	555, 141	33, 369	521,772	
	高	校	卒	13	51.4	539, 700	24, 235	515, 465	
	中	学	卒	-	-	-	-	_	
	重数板	Ē.		110	4F 0	469 010	61 020	106 000	係の長及び係長級専門職
	事務係力	反 学	卒	418 293	45. 0 44. 0	468, 019 474, 011	61, 930 63, 766	406, 089 410, 245	The second of th
	短短	大	卒卒	293 44	48.5	427, 018	51, 022	375, 996	
事	高	校	卒卒	78	48. 2	461, 657	57, 749	403, 908	
#	中	学	卒	3	48. 1	470, 519	102, 979	367, 540	
務		7	4	3	40.1	470, 519	102, 979	307, 340	
	技術係	Ę.		255	45. 1	525, 979	104, 177	421,802	同 上
	大	学	卒	167	44. 1	548, 082	112, 439	435, 643	
	短	大	卒	20	49. 0	435, 614	69, 368	366, 246	
技	高	校	卒	63	46. 8	480, 229	89, 738	390, 491	
	中	学	卒	5	48. 4	578, 978	96, 227	482, 751	
術			·			ŕ	,		
	事務主任	壬		469	40.5	377, 675	38, 187	339, 488	係長等のいる事業所における主
関	大	学	卒	311	38.0	377, 940	40,520	337, 420	任、係長等のいない事業所におけ る主任のうち、課長代理以上に直
	短	大	卒	54	46. 1	360,065	32,880	327, 185	属し、部下を有する者、係長等の いない事業所において、職能資格
係	高	校	卒	104	47.0	386, 749	32, 248	354, 501	等が上記主任と同等と認められる
milely	中	学	卒	-	-	_	-	_	主任、中間職 (係長-係員間)
職	技術主任	´£:		347	43.5	483, 498	79, 745	403, 753	同 上
種		_ 学	卒	218	42.0	496, 007	87, 114	408, 893	
-	短	大	卒	33	47.9	434, 036	60,730	373, 306	
	高	校	卒	88	46.0	445, 768	53, 302	392, 466	
	中	学	卒	8	53.6	590, 419	146, 134	444, 285	
	事務係」			1, 362	37. 2	325, 514	28, 118	297, 396	
	大	学	卒	726	34. 2	330, 886	30, 185	300, 701	
	短	大	卒	181	43.3	324, 981	27, 416	297, 565	
	高	校	卒	446	40. 3	316, 622	24, 321	292, 301	
	中	学	卒	9	45.8	272, 398	34, 752	237, 646	
	技術係	₿		820	35. 7	369, 259	49, 652	319, 607	
	大	- 学	卒	444	33. 5	376, 663	53, 890	322, 773	
	短	大	卒	100	39.6	362, 490	36, 730	325, 760	
	高	校	卒	271	37. 4	359, 078	46, 851	312, 227	
	中	学	卒	5	48. 4	418, 433	75, 635	342, 798	
								-	

2 企業規模500人以上

	令和6年4月分平均支給額								
	職種	名		調査	平均	きまって			備考
	4以 1生	1 11		実人員	年齢	支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	VIII ~75
				人	歳	円	円	円	
	支 店	長		7	53.3	666, 174	126	666, 048	構成員50人以上の支店
	大	学	卒	3	52.1	605, 927	0	605, 927	(社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	短	大	卒	*	*	*	*	*	21/41 (0)
	高	校	卒	3	55.8	753, 819	306	753, 513	
	中	学	卒	_	-	-	-	-	
	工場	長		4	56. 0	767, 150	0	767, 150	構成員50人以上の工場の長
	大	学	卒	2	56. 5	760, 436	0	760, 436	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	*	*	*	*	*	
	中	学	卒	-	-	_	-	_	
1	事務部	長		160	53.5	685, 401	1,009	684, 392	2課以上又は構成員20人以
	大	学	卒	118	53.3	704, 731	1,028	703, 703	上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及
1	短	大	卒	11	53. 2	590,058	641	589, 417	び部長級専門職(取締役兼
事	高	校	卒	31	54. 3	636, 895	1,061	635, 834	任者を除く。)
	中	学	卒	-	-	-	-	-	
務	技術部	E.		46	53. 6	699, 574	2, 943	696, 631	同 上
	大	学	卒	34	53. 0	715, 452	3, 768	711, 684	1,1
	短短	大	卒	3	55. 6	595, 047	0	595, 047	
技	高	校	卒	8	56. 0	671, 098	306	670, 792	
^^	中	学	卒	*	*	*	*	*	
術	· .	•	·						
	事務部	次長		98	49.6	658, 467	1,069	657, 398	上記部長に事故等のあると
関	大	学	卒	86	49.4	663, 592	1, 120	662, 472	きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の
	短	大	卒	8	52.5	636, 933	176	636, 757	次長及び部次長級専門職、
係	高	校	卒	4	48.8	528, 113	2,020	526, 093	中間職 (部長-課長間)
	中	学	卒	-	-	-	-	_	
職									
	技術部			*	*	*	*	*	同 上
種		学	卒	*	*	*	*	*	
1	短	大	卒	-	-	-	-	_	
	高	校	卒	_	-	-	-	_	
	中	学	卒	_	-	-	-	_	
	事務課:	長		375	51.3	581, 343	5, 075	576, 268	2係以上又は構成員10人以
1	大 大		卒	278	51. 3	591, 609	4, 404	587, 205	上の課の長、職能資格等が
1	短短	大	卒	38	51. 3	527, 847	2, 520	525, 327	同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	高	校	卒	59	50. 9	546, 182	11, 377	534, 805	U : 味 水 水 子 门 眺
	中	学	卒	-	-	-	-	-	
	技術課:	長		156	50.0	616, 660	9, 852	606, 808	同上
1	大	学	卒	107	49. 4	630, 113	3, 848	626, 265	
	短	大	卒	9	51.3	559, 188	14, 174	545, 014	
1	高	校	卒	40	51. 5	591, 037	26, 045	564, 992	
	中	学	卒	-	-	_		-	
	'	,	·						
	•								

		 给額					
	職種名	調査	平均	きまって			備考
	戚 僅 泊	実人員	年齢	支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	7用 - 45
		人	歳	円	円	円	
	事務課長代理	160	51.1	541,393	66, 385	475, 008	前記課長に事故等のあるときの職 務代行者、課長に直属し部下に係
	大 学 卒	134	50.9	546,888	71, 579	475, 309	長等の役職者を有する者、課長に
	短 大 卒	10	53. 2	478,037	36,021	442,016	直属し部下4人以上を有する者、
	高 校 卒	16	50.6	527, 623	26, 240	501, 383	職能資格等が同等と認められる課 長代理及び課長代理級専門職、中
	中学卒	_	_	-	-	_	間職(課長-係長間)
	技術課長代理	58	51.7	609, 533	1, 188	608, 345	同 上
	大学卒	45	51.4	614, 401	1, 463	612, 938	
	短大卒	5	54.1	591, 418	278	591, 140	
	高校卒	8	52.1	591, 908	121	591, 787	
	中 学 卒	_	-	=	-		
	事務係長	311	44. 7	478, 403	64, 585	413, 818	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	227	43.8	481,777	65, 924	415, 853	
	短 大 卒	26	48.2	442, 951	52, 524	390, 427	
事	高 校 卒	56	48.4	480, 374	63, 722	416,652	
	中 学 卒	2	44.2	468, 388	74, 248	394, 140	
務	+ 体 尽 巨	100	44.7	501 005	117 100	444.000	同上
	技術係長	180	44. 7	561, 237	117, 138	444, 099	In T
	大学卒 短大卒	122 12	43.8	581, 393	125, 575	455, 818	
技	短 大 卒 高 校 卒	42	47. 2 46. 9	468, 335 510, 031	76, 263 99, 300	392, 072 410, 731	
12	中学卒	42	48.8	613, 072	109, 743	503, 329	
術		4	40.0	013, 072	109, 143	505, 525	
	事務主任	349	40.3	391,547	41, 407	350, 140	係長等のいる事業所における主 任、係長等のいない事業所におけ
関	大 学 卒	247	37.5	386, 840	43, 435	343, 405	る主任のうち、課長代理以上に直
	短 大 卒	33	47.0	384, 468	37, 260	347, 208	属し、部下を有する者、係長等の いない事業所において、職能資格
係	高 校 卒	69	49.7	418, 207	33, 977	384, 230	等が上記主任と同等と認められる
職	中 学 卒	_	_	-	-	-	主任、中間職 (係長-係員間)
相联	技術主任	271	43.8	513, 456	87, 078	426, 378	同 上
種	大学卒	170	42.4	523, 206	94, 332	428, 874	
	短大卒	21	48.3	496, 276	64, 617	431, 659	
	高 校 卒	72	46.3	472, 692	59, 198	413, 494	
	中 学 卒	8	53.6	590, 419	146, 134	444, 285	
	事務係員	896	37. 1	332, 073	30, 032	302, 041	
	大 学 卒	517	33. 4	331, 234	31,850	299, 384	
	短 大 卒	117	43.2	327, 650	29, 206	298, 444	
	高 校 卒	255	42.3	337, 409	26,017	311, 392	
	中 学 卒	7	48.2	281,609	40, 571	241, 038	
	技術係員	617	35. 8	375, 851	53, 991	321, 860	
	大 学 卒	325	32.7	378, 724	59, 219	319, 505	
	短 大 卒	67	39. 9	380, 862	40,868	339, 994	
	高 校 卒	220	38.5	369, 286	50,046	319, 240	
	中 学 卒	5	48. 4	418, 433	75, 635	342, 798	

3 企業規模100人以上500人未満

	職種	名		調査	平均	きまって			備考
	400 7里	41		実人員	年齢	支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	VIII 45
				人	歳	円	円	円	
	支 店	長		3	47.3	530, 957	0	530, 957	構成員50人以上の支店
	大	学	卒	2	47.5	577, 135	0	577, 135	(社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	短	大	卒	-	-	-	-	-	Z W / 0)
	高	校	卒	*	*	*	*	*	
	中	学	卒	-	-	-	-	_	
	工場	長		-	-	_	_	_	構成員50人以上の工場の長
	大	学	卒	-	-	-	_	_	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	-	-	-	_	_	
	高	校	卒	-	-	-	-	_	
	中	学	卒	-	-	_	_	_	
	事務部:			40	53.9	595, 708	4,679	591, 029	2課以上又は構成員20人以 上の部の長、職能資格等が
	大	学	卒	19	52.7	641,518	0	641, 518	上の部の長、職能資格等か 同等と認められる部の長及
	短	大	卒	5	54.4	551,826	13, 996	537, 830	び部長級専門職(取締役兼
事	高	校	卒	16	55. 2	554, 847	7, 300	547, 547	任者を除く。)
	中	学	卒	-	-	-	-	_	
務		_							
	技術部:			13	51.9	555,020	103	554, 917	同 上
•	大	学	卒	11	52.3	561, 974	121	561, 853	
44.	短	大	卒	*	*	*	*	*	
技	高	校学	卒	*	*	*	*	*	
術	中	子	卒	-	-	-	-	=	
ניועי	事務部	火長		14	51.6	484, 140	3, 204	480, 936	上記部長に事故等のあると
関	大	学	卒	6	50. 1	486, 755	0, 201	486, 755	きの職務代行者、職能資格
124	短	大	卒	2	57. 5	476, 450	0	476, 450	等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、
係	高	校	卒	5	52.3	487, 649	0	487, 649	中間職(部長-課長間)
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
職		•	·						
	技術部	次長		3	52.3	506, 297	0	506, 297	同 上
種		学	卒	*	*	*	*	*	
	短	大	卒	2	52.5	495, 395	0	495, 395	
1	高	校	卒	-	-	_	-	-	
	中	学	卒	-	-	-	-	_	
	→ → ←	E		_					の核いトカや様子早かしい
	事務課:			87	48. 1	492,067	5, 486	486, 581	2係以上又は構成員10人以 上の課の長、職能資格等が
		学	卒	55	47.3	520, 064	4, 571	515, 493	同等と認められる課の長及
	短	大	卒	6	52.6	446, 327	0	446, 327	び課長級専門職
	高中	校 学	卒卒	26	48. 9	439, 246	8, 805	430, 441	
	^円	子	4	_	-	-	-	_	
	技術課:	長		41	47.6	509, 456	5, 139	504, 317	同 上
	大大	学	卒	33	46.8	507, 609	3, 638	503, 971	
	短	大	卒	3	53.8	506, 933	0,000	506, 933	
	高	校	卒	5	48. 7	523, 637	18, 533	505, 104	
	中	学	卒	-	-	-	-	-	
	'	,	'						
Ь									

				令和			
	啦纸	調査	平均	きまって			備考
	職種名	実人員	年齢	支給する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
		人	歳	円	円	円	
	事務課長代理	4	50.3	427,009	53, 899	373, 110	前記課長に事故等のあるときの職 務代行者、課長に直属し部下に係
	大 学 卒	_	-	-	-	-	長等の役職者を有する者、課長に
	短 大 卒	2	51.5	451, 438	82, 818	368, 620	直属し部下4人以上を有する者、 職能資格等が同等と認められる課
	高校卒	2	49. 0	402, 580	24, 980	377, 600	長代理及び課長代理級専門職、中
	中学卒	_	_	-	_	_	間職(課長-係長間)
	技術課長代理	22	48.7	457,071	71, 243	385, 828	同 上
	大 学 卒	13	46.4	453, 909	65, 491	388, 418	
	短 大 卒	4	54.8	496, 507	86, 854	409, 653	
	高 校 卒	5	49.8	432, 626	73, 691	358, 935	
	中学卒	_	-	_	_	_	
	*** K F		40.0	004.2==	40. =00	050 :05	係の長及び係長級専門職
	事務係長	94	46.8	394, 275	43, 780	350, 495	Mマスススの Mス 公文 公文 公文 公文 公文 公文 公文 公
	大 学 卒 l 短 大 卒	59	45.9	404, 473 376, 029	43, 115	361, 358	
事		15 19	48. 7 47. 7	376, 029 373, 607	54, 108 30, 910	321, 921 342, 697	
尹	中学卒	*	**	373,007	30, 910	342,097	
務		Ψ.	Ψ	Ψ	Ψ.	Ψ.	
	技術係長	50	47.7	408,662	62,886	345, 776	同 上
	大学卒	31	45.8	417, 003	63, 958	353, 045	
	短 大 卒	8	52.1	380, 529	57, 760	322, 769	
技	高 校 卒	10	50.0	409,652	68, 477	341, 175	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
術	-t-7/2) /c		44.0				係長等のいる事業所における主
HH	事務主任	101	41.9	318, 251	24, 799	293, 452	任、係長等のいない事業所におけ
関	大 学 卒 l 短 大 卒	56	40.9	321, 224	23, 411	297, 813	る主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者、係長等の
係	高校卒	19 26	44. 5 42. 2	311, 017 317, 324	23, 605 28, 696	287, 412 288, 628	いない事業所において、職能資格
	中学卒	-	42.2	317, 324	20, 090	200, 020	等が上記主任と同等と認められる 主任、中間職(係長-係員間)
職							
	技術主任	67	42.5	341,075	48, 564	292, 511	同 上
種	大 学 卒	43	40.4	352, 383	55,024	297, 359	
	短 大 卒	10	47.6	323, 956	46, 240	277, 716	
	高 校 卒	14	45.4	316, 514	28, 252	288, 262	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	403	38. 0	316, 969	24, 731	292, 238	
	大学卒	187	37. 1	335, 638	25, 906	309, 732	
	短大卒	58	43.5	327, 217	24, 599	302, 618	
	高校卒	156	37.0	286, 311	23, 326	262, 985	
	中学卒	2	30.9	217, 389	0	217, 389	
	技術係員	176	35. 4	346, 446	30, 330	316, 116	
	大学卒	109	36. 6	374, 703	34, 602	340, 101	
	短大卒	30	37. 7	297, 079	19, 001	278, 078	
	高校卒	37	30.1	294, 586	25, 171	269, 415	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

4 企業規模50人以上100人未満

	令和6年4月分平均支給額							治額	
	職種	名		調 査実人員	平均 年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
	支方短高	長学大校	卒卒卒	人 - - -	歳 - - - -	円 - - - -	円 - - - -	円 - - - -	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	中場大短高中	学 長学大校学	卒卒卒卒卒	-	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事	事務部: 大短高中		卒卒卒卒	5 3 * -	47. 8 46. 3 * -	484, 876 486, 853 * *	21,000 18,333 * * -	463, 876 468, 520 * -	2課以上又は構成員20人以 上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
技	技術部: 大 短 高 中	長学大校学	卒卒卒卒	3 * * -	53. 0 * * -	550, 613 * * * -	0 * * -	550, 613 * * * -	同上
術関係	事務部 大 短 高 中	次学 大校学	卒卒卒卒	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職(部長-課長間)
種	技術部 大 短 高 中	次学大校学	卒卒卒卒	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	同上
	事務課 大短高中	長学大校学	卒卒卒卒	3 3 - - -	45. 0 45. 0 - -	418, 000 418, 000 - - -	53, 333 53, 333 - - -	364, 667 364, 667 - -	2 係以上又は構成員10人以 上の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	技術課 : 大 短 高 中	長学大校学	卒卒卒卒	12 3 - 9 -	49. 0 46. 3 - 49. 9 -	482, 124 472, 585 - 485, 304	4, 879 0 - 6, 505 -	477, 245 472, 585 - 478, 799	同上

					治額				
	100 4番	Þ		調査	平均	きまって			備考
	職種	名		実人員	年齢	支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考
				人	歳	円	円	円	
	事務課力	長代理	里	*	*	*	*	*	前記課長に事故等のあるときの職 務代行者、課長に直属し部下に係
	大	学	卒	*	*	*	*	*	長等の役職者を有する者、課長に
	短	大	卒	_	-	-	_	_	直属し部下4人以上を有する者、
	高	校	卒	_	-	-	-	_	職能資格等が同等と認められる課 長代理及び課長代理級専門職、中
	中	学	卒	-	-	-	=	-	間職(課長一係長間)
	技術課長代理		里	_	-	-	-	-	同 上
			卒	_	-	-	_	_	
	短	大	卒	-	-	-	-	-	
	高	校	卒	_	-	-	-	_	
	中	学	卒		-	-	=	-	
	事務係力	長		13	45.5	365, 451	31, 668	333, 783	係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	7	41.3	355, 320	39, 460	315, 860	
	短	大	卒	3	53.3	349, 724	11,891	337, 833	
事	高	校	卒	3	47.3	404,818	33, 263	371, 555	
	中	学	卒	_	-	-	-	-	
務	LL AND FO					400 400			同上
	技術係			25	44. 4	423, 189	63, 471	359, 718	
•	大短	学	卒	14	44.6	429, 713	60, 085	369, 628	
++-		大	卒			414 996	67 791	247 105	
技	高中	校学	卒卒	11	44. 1	414, 886	67, 781	347, 105	
術		4	4	_	_	_	_		
	事務主任	壬		19	39. 7	331, 367	25, 769	305, 598	係長等のいる事業所における主 任、係長等のいない事業所におけ
関	大	学	卒	8	40.4	348, 899	23,062	325, 837	る主任のうち、課長代理以上に直
	短	大	卒	2	41.0	301, 541	25, 988	275, 553	属し、部下を有する者、係長等の いない事業所において、職能資格
係	高	校	卒	9	38. 9	322, 412	28, 127	294, 285	等が上記主任と同等と認められる
	中	学	卒	-	-	-	-	-	主任、中間職 (係長-係員間)
職									
	技術主任	_		9	38.6	352, 665	23, 148	329, 517	同 上
種		学	卒	5	34.8	353, 279	2,066	351, 213	
	短	大	卒	2	45. 5	398, 464	94, 944	303, 520	
	高	校	卒	2	41.0	305, 331	4, 059	301, 272	
	中	学	卒	-	-	-	-	_	
	事務係員			63	35.9	257, 513	14, 037	243, 476	
1	大		卒	22	35.1	275, 132	16, 323	258, 809	
	短	大	卒	6	44.0	239, 399	12,060	227, 339	
	高	校	卒	35	35.0	249, 542	12, 939	236, 603	
	中	学	卒	-	-	-	-	-	
	技術係員			27	32.9	288, 501	30, 379	258, 122	
1	大		卒	10	34. 0	291, 422	27, 439	263, 983	
	短	大	卒	3	47. 3	333, 619	61, 246	272, 373	
	高	校	卒	14	29. 1	276, 747	25, 866	250, 881	
	中	学	卒	-	-	, _	, _	_	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

				令和(6年4月分平均支	給額	
	職種名	調査	平均	きまって			備考
	似 怪 石	実人員	年齢	支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	VIII √5
技能・	電話交換手	- 人	歳 -	円 -	円 -	円 -	
労務	自家用乗用自動車運転手	-	-	_	_	_	業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して
関係	守衛	2	45.7	319, 995	0	319, 995	し いる者を除く。
	用務員	-	-	-	-	-	
	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役 兼任者を除く。)
研究	研究部(課)長	3	50.0	620, 668	393	620, 275	2室(係)以上又は構成員7人以 上の部(課)の長
究関	研究室(係)長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の長
係職種	主任研究員	4	41.5	538, 337	86, 100	452, 237	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究所の (智) 原形が形容点 (名)
1111	研究員	13	40.1	445, 416	70, 093	375, 323	究部 (課) 長及び研究室 (係) 長を除く。)
	研究補助員	_	-	_	-	-	
	病院長	-	_	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	-	-	-	_	-	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者
	医科長	-	-	_	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	6	61.2	1, 622, 118	235, 634	1, 386, 484	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
医療	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	6	44.5	386, 654	24, 254	362, 400	
関係	診療放射線技師	19	40.2	309, 106	10, 986	298, 120	
職	臨床検査技師	22	36.5	285, 468	17,777	267, 691	
種	栄養士	9	40.0	272, 865	7, 104	265, 761	
1里	理学療法士	26	30.3	256, 678	17, 398	239, 280	
	作業療法士	13	29.9	253, 724	19, 817	233, 907	
	総看護師長	-	_	-	-	-	部下に看護師長5人以上
	看護師長	12	48. 1	401, 410	30, 193	371, 217	部下に看護師又は准看護師5人以 上
	看護師	46	36.7	343, 330	70,653	272, 677	
	准看護師	20	49.8	336, 306	44, 863	291, 443	

				令和(6年4月分平均支	給額	
	職種名	調 査実人員	平均 年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
	大学学長・副学長・学部長	人 5	歳 64.0	円 755, 264	円 0	円 755, 264	
	大学教授	18	55. 3	612, 769	0	612, 769	
	大学准教授	15	52. 2	521,065	0	521, 065	
教育関	大学講師	*	*	*	*	*	
係職	大学助教	13	43.9	441,623	0	441, 623	
種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	_	_	_	_	
	高等学校教諭	-	_	-	-	-	

第12表 民間事業所における初任給の改定状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

			(13)	山口十城浬	プログロロルローン	人心明旦./
	項目	新規学卒者		< ^ ^ ~ 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	b >>=	新規学卒者
		の採用あり	初日	E給の改定ង	犬况	の採用なし
学歴・企	業規模	V 1 未 / 1 & 2 り	増額	据置き	減額	の採用なし
		%	%	%	%	%
	規模計	57. 9	(86. 9)	(13. 1)	(0.0)	42. 1
1.24.74.	500人以上	85. 6	(95. 6)	(4.4)	(0.0)	14. 4
大学卒	100人以上 500人未満	42. 3	(73. 2)	(26. 8)	(0.0)	57. 7
	50人以上 100人未満	18. 2	(50.0)	(50. 0)	(0.0)	81. 8
	規模計	49. 2	(84. 6)	(15. 4)	(0.0)	50.8
高校卒	500人以上	76. 0	(95. 0)	(5. 0)	(0.0)	24. 0
同仪学	100人以上 500人未満	31. 3	(63. 7)	(36. 3)	(0.0)	68. 7
	50人以上 100人未満	18. 2	(50.0)	(50.0)	(0.0)	81.8

⁽注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

第13表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

_					(1) /11 ()	敢性別民間和 一	7大凉啊耳/
	項目	係	員	課長級 部長級()			
1	È業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	47.3	52.7	41.0	59.0	41.2	58.8
	500人以上	48.8	51. 2	39. 4	60.6	38.3	61. 7
	100人以上 500人未満	48.5	51. 5	46.6	53. 4	47.0	53. 0
	50人以上 100人未満	38. 9	61. 1	31. 1	68.9	35.0	65.0

^{2 ()} 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間事業所における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(令和6年職種別民間給与実熊調査)

_	(+	1 18(1上2372年1137日 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	支給の有無	事業所割合
	家族手当制度がある	91.7%
	配偶者に家族手当を支給する	(76. 2%)
	子に家族手当を支給する	(100.0%)
	家族手当制度がない	8.3%

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給額

	1 時 生为120时间 3 2018时至
扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	9,673 円
配偶者と子1人	17,826 円
配偶者と子2人	25,903 円
子 1 人	11,717 円
子 2 人	23, 351 円
子 3 人	35, 186 円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、 その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 - 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その3 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	12.8%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	3.9%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	83. 3%

⁽注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第15表 民間事業所における定年制の状況

		(13 / H O 14M/15	
定年制あり	定年	定年制なし	
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	74. 0	26. 0	0.0

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第16表 公民比較における比較対象従業員

職種	要件
支店長、工場長	・構成員 50 人以上の支店(社)又は工場の長
事務・技術部長	・構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長
事物 汉州印及	・職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
	・部長に事故等のあるときの職務代行者
事務・技術部次長	・職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職
事初 汉州阳八汉	・部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与
	上の等級から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者
事務・技術課長	・構成員 10 人又は2係以上の課相当の組織の長
事物 汉州林及	・職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
	・課長に事故等のあるときの職務代行者
	・直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理
事務・技術課長代理	・職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理
事物 及附條及代生	又は課長代理級専門職
	・課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与
	上の等級から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者
事務・技術係長	・係相当の組織の長又は係長級専門職
	・係長のいる事業所において主任の職名を有する者
	・係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち
	部下を有する者
事務・技術主任	・係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の
	職名を有する者
	・係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与
	上の等級から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者
事務・技術係員	・上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる
4 474 474114 ND 27	一般の事務員又は技術者

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技 術職員の月例給の水準(平均額)と市内民間事業所の従業員の事務・技術関係 職種の月例給の水準(平均額)を下記のとおり算出し、その両者の水準(平均 額)を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準(平均額)については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員(以下「ラスパイレス比較対象職員」という。)の役職段階、学歴、年齢階層別(以下「階層別」という。)の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準(平均額)については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の階層別の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

<算定例>

① 市職員・民間事業所従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均 給与額を算出

市職員

111111111111111111111111111111111111111						
大学卒 A歳階層						
298,000円						
282,000円						
278,000円						
3人:平均286,000円						

大学卒 B歳階層
329,000円
320,000円
291,000円
290,000円
280,000円
5人:平均302,000円

民間事業所従業員

—— 以间带未所促来员 ——
大学卒 A歳階層
307,000円
297,000円
295,000円
281,000円
4人:平均295,000円

大学卒 B歳階層
331,000円
321,000円
306,000円
293,000円
289,000円
278,000円
6人:平均303,000円

② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員

大学卒 A歳階層
286,000円×3人
=858,000円
+
大学卒 B歳階層
302,000円×5人
=1,510,000円

民間事業所従業員

大学卒 A歳階層
295,000円×3人
=885,000円
大学卒 B歳階層
303,000円×5人
=1,515,000円

③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員 合計:2,368,000円 8人平均: 296,000円 民間事業所従業員 合計:2,400,000円 8人平均: 300,000円

公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、次に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

本市職員				
行政職給料表	企業規模 500 人以上の 事業所	企業規模 100 人以上 500 人 未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人 未満の事業所	
9 級	支店長、工場長 部長、部次長			
8級	課長	支店長、工場長		
7級	昧以	部長、部次長	支店長、工場長	
6 級	課長代理	課長	部長、部次長	
5級	咪 文10座	珠又	課長	
4 級	係長	課長代理	課長代理	
3級	你又	係長	係長	
2級	主任	主任	主任	
1 級	係員	係員	係員	

4 労働経済関係資料

4 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標

第 1 / 衣 为惻栏净指標 													
年 月 令和5年													
項目							4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
	青				金	領	(円)	289, 149	283, 462	287, 786	287, 024	284, 945	
賃金	きまって支給する リ			県	前年同人	月比	(%)	0.6	0.6	1. 3	0. 7	1. 7	
・労				全	金	領	(円)	310, 867	307, 674	309, 495	309, 837	307, 325	
働時				国	前年同人	月比	(%)	1.0	2. 1	1.8	2. 0	1.8	
間(静岡	金	領	(円)	262, 795	259, 293	262, 017	261, 497	260, 167	
厚		5.1		県	前年同月	月比	(%)	0.3	0.3	0.4	0.4	1. 6	
生労働労		所定内給与	全	金	領	(円)	285, 120	283, 500	285, 211	285, 023	283, 167		
省毎日				国	前年同月	月比	(%)	1. 2	2. 2	1.8	2. 1	2. 0	
月勤労統	総		:労働時間数		静岡県	(時	間)	152. 4	140.8	152. 9	150. 0	138. 6	
計		(調査産業計)		全 国	(時	間)	148.3	140. 9	149.7	146. 3	139. 3		
調 查)		うち所定外 労働時間数		静岡県	(時	間)	12.8	11.9	12.6	12. 2	11. 4		
					全 国	(時	間)	12.6	11.7	11.9	12. 0	11. 2	
生計費		二人以上の世帯	海 浜 松	金~	領	(円)	295, 753	278, 676	298, 894	331, 754	326, 031		
	消費支		この世帯・	市		前年同月	月比	(%)	0.4	△ 29.2	6.3	5. 1	13. 3
(総務省家計	支出			全	金~	領	(円)	303, 076	286, 443	275, 545	281, 736	293, 161	
調査)					前年同月	月比	(%)	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.3	1. 1	
物	消費指	書者物価 浜松 数 総務省) 全		市	前年同人	月比	(%)	3.8	3.5	3.4	3. 3	3.0	
				国	前年同月比 (%)		3. 5	3. 2	3. 3	3. 3	3. 2		
価	国内企業物価指数 (日本銀行)				前年同力	月比	(%)	5.8	5. 1	4. 1	3. 6	3. 4	
雇用	常 用 雇 用 指 数 (調査産業計・厚生労働省) 前年同月比					(%)	0.7	0.8	0.6	0. 7	0. 7		
・ そ	有 効 求 人 倍 率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)					1. 32	1. 32	1. 31	1. 30	1. 30			
の他	完全失業率(%) (季節調整値・総務省)					2.6	2.6	2.5	2. 6	2.6			

⁽注) 1「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。

^{2 「}消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、令和2年平均を100とした指数を基礎としている。

³ 表中の数値は、令和6年9月10日時点のものである。

				令和6年				
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
286, 296	289, 123	290, 160	289, 980	284, 765	283, 343	285, 492	291,000	285, 670
1. 5	1. 2	1. 5	1.2	0. 9	0.8	1. 6	1. 1	1. 5
308, 600	311, 011	310, 936	311, 167	306, 323	308, 062	312, 109	316, 529	315, 038
1. 5	1.8	1. 7	1. 7	1. 2	1. 9	2. 1	2. 3	2. 8
260, 058	261, 988	263, 008	262, 982	259, 653	258, 635	259, 794	264, 785	260, 974
1.4	1. 4	1. 3	1. 2	1. 4	1. 3	1. 6	1. 2	1. 3
284, 204	285, 596	285, 231	285, 807	282, 679	284, 199	287, 196	291, 329	290, 826
1.6	2. 0	1. 9	2. 1	1.5	2. 2	2. 3	2. 5	2. 9
147. 1	150. 1	151. 7	147. 1	139. 3	146. 1	146. 9	153. 0	145. 9
143. 4	146. 4	146. 3	143. 3	134. 9	139. 7	141. 9	147. 5	143. 6
12. 8	13. 1	12. 9	12.8	13. 1	12. 6	12. 4	13. 8	13. 1
12. 0	12. 5	12.3	12. 1	11. 2	11. 7	12. 2	12. 2	11. 5
268, 253	290, 491	328, 028	341, 356	327, 252	279, 413	404, 612	313, 575	291, 771
△ 6.3	△ 23.1	4. 2	16. 9	23. 7	18. 3	37. 3	6.0	4. 7
282, 969	301, 974	286, 922	329, 518	289, 467	279, 868	318, 713	313, 300	290, 328
0. 7	1. 3	0.3	0.4	△ 4.0	2.8	1. 9	3. 4	1. 4
3. 0	3. 3	2. 9	2. 4	2. 3	2. 7	2. 7	2.8	3. 2
3. 0	3. 3	2.8	2. 6	2. 2	2.8	2. 7	2. 5	2.8
2. 2	1. 1	0. 5	0.3	0.3	0. 7	0. 9	1. 2	2. 6
0.8	0.8	1. 0	1. 1	0. 9	1. 0	1. 2	1. 1	1. 2
1. 29	1. 29	1. 27	1. 27	1. 27	1. 26	1. 28	1. 26	1. 24
2. 6	2. 5	2. 5	2. 5	2. 4	2.6	2.6	2.6	2.6

職員の給与等に関する報告及び勧告 令和6年10月発行

浜松市人事委員会

₹430-0929

浜松市中央区中央一丁目 12 番 7 号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city. hamamatsu. shizuoka. jp

